

国土交通省独立行政法人評価委員会
第10回 海上災害防止センター分科会

2008年7月25日

【君島課長補佐】 それでは、定刻になりましたので、国土交通省独立行政法人評価委員会、第10回海上災害防止センター分科会を開催いたします。

委員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらずご参集いただきまして、誠に有難うございます。私は、本日、事務局を務めます、海上保安庁環境防災課、課長補佐をしております君島と申します。よろしくお願いいたします。

本日の議事進行につきましては、後ほど分科会長にお願いするまでの間、私が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

分科会の開会に当たりまして、海上保安庁環境防災課長の三浦からご挨拶を申し上げます。

【三浦環境防災課長】 環境防災課長の三浦でございます。本日は大変お忙しい中、また、お暑い中、お集まりいただきまして有難うございます。委員の皆様方におかれましては、日ごろから海上保安庁、それから、海上災害防止センターの業務に多大なご理解とご協力を賜り、この場をお借りしまして、改めてお礼を申し上げたいと思っております。

海上災害防止センターにつきましては、本年4月から第二期の中期目標期間に入っておりますが、前回の分科会で皆様方の意見を踏まえて策定いたしました第二期中期目標計画に基づきまして、おかげさまで順調に業務を行っているところでございます。特に、有害危険物のHNS関係の業務につきましては、後ほど、センター側から報告があるかと思いますが、昨年度中に防除資機材を全国25カ所に配備するなど、当庁とともに、我が国のHNSの防除体制の確立に向けまして積極的に取り組んでいただいているところでございます。また、ちょうど1年前の今ごろから、独立行政法人の抜本的見直しという大きな動きが始まり、年末までに様々な検討が行われた結果、ご案内かとは思いますが、センターにつきましては公益法人化することが閣議決定されたところでございます。

独立行政法人整理合理化計画の措置期限は、原則として平成22年度末までということになっております。センターの公益法人化に当たりまして必要となります法律改正、予算要求、それから税制改正要望等々の作業につきましては、関係先が非常に多いため、調整

をしながら少しずつ着実に進めているところでございます。こうした動きにつきましては、まだまだ、私どもの方でもなかなか予定が立てられないような状況ではございますが、いろいろなことが判明し次第、皆様方にも報告をさせていただきたいと考えておりますので、引き続きましてご理解、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

本日は、平成19年度業務実績に加えまして、第一期中期目標期間の業務実績についても評価をいただくこととなっております。長時間のご審議ということとなり恐縮でございますが、最後までよろしくお願ひいたします。

【君島課長補佐】 それでは、進めたいと思います。

失礼ながら、座らせていただきます。

まず、本日の分科会につきましては、藤野委員、北村委員、小塚委員、河端委員、鏡委員にご出席をいただいております。

なお、工藤委員におかれましては、ご都合により少々遅れて参加していただくことになっております。また、杉山委員と宮下委員におかれましては、本日はご都合により欠席ということになっております。

なお、本日の分科会ですが、現時点におきまして、委員8名中5名の方にご出席をいただいております。過半数を超えているということで、国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条に定める定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

また本日は、国土交通省から竹田政策評価官、山口政策評価企画官、また、独立行政法人海上災害防止センターから栗原理事長をはじめ、富賀見理事、梅本理事にも出席いただいております。

本日の分科会におきましては、「役員退職金に係る業績勘案率について」、「平成19年度財務諸表について」、「平成19年度業務実績報告及び評価について」、「第一期中期目標期間業務実績報告及び評価について」をご審議いただくこととなっております。

続きまして、本日の分科会の審議結果の取り扱いについてご説明いたします。まず、第一期中期目標期間業務実績評価につきましては、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則に基づきまして、国交省独立行政法人評価委員会の審議事項となっておりますので、本日の審議結果を踏まえ、来月、8月26日に開催されます国交省独立行政法人評価委員会において審議されることとなっております。また、他の3件につきましては、国交省独立行政法人評価委員長のご同意が得られましたら、本分科会の議決をもって国交省の委員会の議決とするとされておりますので、後日、委員長の木村先生に報告し、ご了承を得るこ

ととしております。

なお、本日の分科会の議事録は、これまでと同様、議事概要及び議事録を国土交通省のホームページで公表させていただくこととしておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

次に、席上に配付しております資料の確認をさせていただきたいと思います。本日、配付している資料は次のとおりとなっております。

まず、A4版1枚物にて「配付資料一覧」「座席表」「委員名簿」「議事次第」を一まとめにしております。次に、資料1として「役員退職金に係る業績勘案率について」。資料2「平成19年度財務諸表」、資料3-1「平成19年度業務実績報告書」、これは資料編を含んでいるA4版縦のものです。次に資料3-2「平成19年度業務実績報告書」、横書きの四段表となっているものでございます。次に資料4「平成19年度業務実績評価シート」、分科会長の試案ですが、A4版の横になっているものでございます。次に資料5「第一期中期目標期間業務実績報告書」、資料6「第一期中期目標期間業務実績評価シート・分科会長試案」となっているものでございます。

その次、青色のタグのほうになりますが、参考資料としまして、参考1「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」。参考2「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（抜粋）」。参考3「平成18年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見（抜粋）」。参考4「独立行政法人海上災害防止センターの役職員の報酬・給与等について」。最後になりますが、参考5「関係法令等（抜粋）」でございます。

以上でございますが、過不足等はございませんか。

それでは、議題を進めさせていただきます。

藤野分科会長、よろしくお願いいたします。

【藤野分科会長】 それでは、早速、審議に入りたいと思います。私は分科会長の藤野でございます。

先ほど、司会者からご説明がありましたとおり、本日は議題がかなりたくさんございますので、議事を効率よく進めたいと思いますので、皆様、最後までよろしくお願いいたします。

早速ですが、最初の議題1「役員退職金に係る業績勘案率について」の審議に入りたいと思います。ただいま申しあげました最初の議題につきまして、事務局からご説明をお願い

いたします。

【宮本専門官】 事務局を務めます環境防災課専門官の宮本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議題1について説明させていただきます。資料につきましては、資料1となります。

まず、センター役員の退職手当の計算方法についてご説明させていただきます。退職手当につきましては、俸給月額 12.5% に在職期間の月数を掛けまして、さらに、これに0から2.0の範囲で決定される業績勘案率を乗じて算出しております。これからご審議いただく業績勘案率でございますが、国土交通省独立行政法人評価委員会におきまして、役員退職金に係る業績勘案率は国家公務員並みとするという基本的考え方を踏まえ、1.0を基本として評価委員会が決定するとなっております。

資料1の別添をご覧ください。今回は〇〇前監事と〇〇前理事の業績勘案率についてご審議をいただきたいと思っております。

〇〇前監事については、平成17年7月20日にセンター監事として就任、昨年でございますが、7月31日に辞任しております。在任期間は約2年でございます。

次に〇〇前理事ですが、平成18年7月1日にセンター理事として就任、本年4月15日に辞任、在任期間は約1年9カ月でございます。

両名とも在任期間中における年度業務実績評価は、各事業年度とも「順調」という評価でしたので、法人の業績による勘案率については「1.0」としております。また、両名とも個人業績については増減する理由がございませんので、個人業績のところは「0」とさせていただきます。

以上2点を踏まえまして、両名の業績勘案率については「1.0」ということで提案をさせていただきます。

なお、両名につきましては、この業績勘案率を「1.0」と仮置きをいたしまして、既に退職手当については仮払いをしております。

以上で説明を終わらせていただきますが、この業績勘案率の審議に関しまして、昨年の分科会におきまして、退職してから分科会の開催まで相当期間がある場合には、分科会で審議するのではなく、書面による審議でもいいのではないかというご意見を頂戴したところでございます。今回、〇〇前監事につきましては、退職が約1年前となっております、本来であれば、昨年中に文書による意見聴取を行うべきでございましたが、昨年は7月の分科会終了後、独立行政法人整理合理化計画という大きな動きがございまして、その対応

で身動きがとれなくなってしまう失念してしまいました。弁解の余地はございませんが、以後、気をつけて参りたいと思いますので、今回はご容赦をお願いしたいと思っております。

以上で説明を終わります。

【藤野分科会長】 ただいま事務局から役員退職金の業績勘案率、具体的にお名前は申し上げませんが、紙上にあるお二人の方ですが、このお二人の方々の業績勘案率を「1.0」とすることについてのご説明がありました。これについて、委員の方々、ご意見がございましたらご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

【北村委員】 よろしいですか。非常に細かい話ですが、理事さんのほうですが、期間が4月15日までと20年度に食い込んでいます。当該率となった理由のところ「理事の在職期間における年度業績実績評価は」となっていますので、ちょっと表現を工夫されたほうが良いと思います。

【宮本専門官】 了解しました。ご指摘有難うございました。

【藤野分科会長】 ご指摘どうも有難うございます。確かに、もうお一方と同じ説明になっていますが、厳密に解釈すると、やや工夫が必要かと思っておりますので、それは工夫していただけますか。中身についてはご異論ございませんね、はい、どうも有難うございます。

その他、ご意見ございますか。それでは、特にご意見はないようですので、今回ご提案いただきました役員お二人の方の退職金に係る業績勘案率につきましては、当分科会として「1.0」とすることをお認めいたしたいと思っております。どうも有難うございます。

続きまして、議題2と3に移りたいと思っております。「平成19年度財務諸表」並びに「平成19年度業績実績報告」でございます。まず、最初に議題2の「平成19年度財務諸表」について、事務局からご説明をお願いいたします。

【宮本専門官】 ご説明させていただきます。資料につきましては、議題2が資料2となります。財務諸表につきましては、お手元に参考資料5として独立行政法人通則法の抜粋を入れさせていただいておりますが、通則法第38条第1項により、「独立行政法人は、事業年度の終了後3カ月以内に主務大臣に提出し、承認を受けなければならないこと」となっております。また、38条第2項におきまして、「主務大臣への提出に当たっては、当該事業年度の事業報告書及び決算報告書を添え、監事及び会計監査人の意見を添付すること」とされております。本日も審議いただく財務諸表ですが、平成20年6月25日付でセンター理事長から国土交通大臣あて提出がなされております。これにつきましては、セ

センターの監事と会計監査人であるトーマツから意見が添付されております。

これから財務諸表を説明させていただきますが、次の議題3である、平成19年度業務実績報告書の説明と重複する部分が多々ありますので、議題2と議題3とをセンター理事長から一括して説明していただき、まとめてご審議いただければと考えております。

分科会長、これでいかがでしょうか。

【藤野分科会長】 ただいま事務局から議題2と議題3をまとめて審議するということにつきましてご提案がございました。確か、昨年も一緒に審議したように記憶しております。審議を効率よく行うためにも事務局提案のとおりに一括審議をいたしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【藤野分科会長】 はい。ご了解いただきました。どうも有難うございます。

それでは、まとめて審議したいと思いますので、センター理事長から、平成19年度財務諸表と、平成19年度業績実績報告書のご説明をお願いいたします。よろしく願います。

【栗原理事長】 センター理事長の栗原でございます。先生方には、日ごろから何かとお世話になっております。

今日は、第一期中期計画期間に係わる最後の評価委員会ということでございます。役所の方からもいろいろご説明があるかと思いますが、私の方からも、現状を含めていろいろご説明したいと思いますので、ひとつよろしくご指導いただきたいと思います。

それでは、座って説明させていただきたいと思います。

今、お話がございました事業実績報告と財務諸表ですが、それでは、平成19年度業務実績報告書、事業実績の方から最初に説明し、それから財務諸表に移らせていただきたいと思います。

資料は、先ほどの資料3-2の四段表を使って説明させていただきたいと思いますので、資料3-2をご覧くださいと思います。時間の関係もございますので、主として、四段表の中で平成19年度計画、平成19年度業務実績報告、この辺を中心に説明させていただきます。

それでは、資料3-2ですが、2ページ目を開いていただきますと、業務運営の効率化に関する事項です。上の欄の組織運営の効率化につきましては、平成19年度計画のところに書いてありますように、措置済みで、平成19年度は計画がないということです。

それから、その下の(2)業務運営の効率化の推進ですが、中期計画の欄を見ていただきますと、もう先生方はご存じのとおりですが、一般管理費につきましては、認可法人の最終年度、14年度に比べて13%程度の一般管理費の削減を図るとというのが、この中期計画期間中の目標でございますが、それに対して19年度の計画というのは、一般管理費については、19年度事業の決算においても、中期計画の目標値を達成するようにするというのが19年度目標でございます。

それに対しまして、19年度実績でございますが、これは一番右の欄を見ていただきますと、右の欄の[1]の②実績値のところですか。16年度に実施した主たる事務所の移転による効果のほか、人件費削減等の施策とあわせて19年度の一般管理費を4億1,395万円とした。この結果、平成14年度に比べて1億3,958万7,000円、25.2%の減となり、中期計画、19年度計画の目標値を達成したということでございます。13%削減目標に対して、19年度、中期計画末においては25.2%の削減であったということです。これは、そこに書いてありますように、事務所移転も当然、効いているわけですが、18年度の削減率が22.8%で、18年度よりもさらに2.数%削減が進んだといえますか、削減したわけですが、これは、そこに書いてあります人件費の削減がかなり効いており、19年度は25.2%の削減ということになったということでございます。

それで、人件費の削減につきましては、②、その下の欄ですが、ここに人件費の削減状況を書いているわけでございます。中期計画のところでは、行政改革の重要方針を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、人件費について5%以上の削減を行う、これは目標のとおりで、現中期目標期間において、概ね0.7%の人件費の削減をするというのが計画でございます。19年度も、そうした18年度からの2年間において概ね0.7%の削減を図るとというのが目標でございます。19年度の実績値の欄、②のところを見ていただきますと、平成18年度末、海上保安庁からの出向者3名にかえて、若年のプロパー職員を採用したこと等により19年度の人件費を2億8,491万円とした。この結果、17年度に対しまして2,560万6,000円、8.25%の減となって目標値を十分に達成したということでございます。

昨年度は目標値を達成できなかったということ、ここで説明した記憶がありますが、19年度は、そこに書いてありますように、海上保安庁からの出向者にかえて若手プロパー職員を採用したことによってコストが1人二百～三百万円ぐらい違いますから、その分、人件費の削減になったことに加え、19年度は、1つは、定員枠の空席がいろいろなとこ

ろにありました。例えば、機材部長が昨年3月いっぱい船社に帰ったわけですが、その後任の機材部長が7月1日付で来たということで3カ月ぐらいの空席が出てきたとか、あるいは、訓練所の教官が9月に中途退職をいたしまして、その後、年度内に採用ができなかったというような事情もありました。それから、消防船の係長が60歳で定年退職したのですが、その後任には、定員採用ということではなく嘱託採用という形にしたものですから、その分が、一般管理費のほうには入っているわけですが、人件費としては浮いてきた等々の理由があり、19年度の人件費はかなり節減できたと思っております。例の5%の節減目標は22年度までですから、この調子でということもございますが、新たに職員を採用したりすると、この8.2%はたちまち変わるわけで、できるだけその辺をにらみながらやっていきたいと思っております。そういうことで、19年度は人件費をかなり節減できたと思っております。

それから、次の4ページです。これは人件費に関連いたしまして、センターの給与水準について、行革本部の方からもご指摘いただいているところでございます。センターのラスパイレス指数、国家公務員指数ですが、113.5ということで、国家公務員の給与水準より多少高いということでございます。その下にも書いておりますが、職務内容の非常に似通った海上保安庁の公安職の職員の方との比較で見ますと103.8ということで、ほぼ同等、それほど高いというわけでもないという感じがしております。

そこに、センターの職員の給与水準が国に比べて高い理由ということで、これはもう先生方もご存じのとおりでございますが、センターの業務は、海上災害という緊急かつ特異な事態への対応及びそのための諸訓練等を実施するものであることから、一般的な国の事務に比べ、高度な危険性、困難性、さらには専門性を有している。当該業務を確実に実施するため、当センターにおいては、海上災害に関する高度な専門的知識や技術・豊かな経験を十分に有する精鋭の人材を配置していると、自分で精鋭と言うのもあれですが、本当にそういう感じでございます。要するに、普通の事務をやるような人につきましては極力、定員ではなく嘱託採用にするということで、その辺の合理化も図ってございまして、定員で行っているのは、まさに少数精鋭の方たち、本当に実務に役に立つような人たちを定員採用してやっているということです。

こんなことは余談かもしれませんが、あるいは、ちょっと問題があるかもしれませんが、例えば、給与を決める大きな決め手になる学歴で見ましても、センター役職員の63%は四大卒ですし、保安学校を含めました短大卒以上の方ということになりますと90%近く

がそういう職員です。一般的な事務を行う職員については、できるだけ定員ではなく嘱託採用とか、そういう合理化を図ってやっているということでございます。そういう実態があるということが1つ。

それから、職員の太宗が都市部勤務であるため、地域手当の支給率が高くなっている。横浜は地域手当が12%、横須賀が10%でしたか、そういうことで全国平均の国家公務員よりは多少そういう面でも給与水準が高くなることになるということでございます。

それから、今後の取り組みのところに書いてありますのは、18年度に、例の給与構造改革を当センターも実施いたしまして、役職員の給与の引き下げとかフラット化とか、いろいろなそういう手当てを行ったわけですが、今後とも、これらを継続するとともに、先ほど、申し上げております出向者数の見直しとか、職員の若返りとか、そういうことをいろいろ行い、人件費削減に今後とも取り組んでいきたいと思っております。それが人件費でございます。

次は5ページの事業費です。事業費は、一般管理費、人件費とはちょっと事情が違います。事業費の中期計画の欄をご覧くださいますと、ご存じのとおり、事業費につきましては、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度の5%程度の削減を図るということです。19年度計画も、19年度決算において中期計画の目標値を達成するというのが19年度計画です。19年度の業務実績報告ですが、[1]②実績値の欄をご覧くださいますと、平成19年度はHNS防除体制構築のための事業費が増加しましたが、これまでに実施した国家石油備蓄基地に係る海上防災体制の見直しや、機材の業務委託料に係るコスト管理の徹底などの施策により、事業費を11億6,600万円としています。この結果、14年度比1億4,193万2,000円、10.9%の減となって、5%削減の目標値を達成しております。

そこに書いてありますように、19年度は10.9%の減で、削減額が1億4,200万円ですが、実は、18年度は、削減率が41.7%で、削減額が5億4,400万円。19年度においては、18年度に比べて4億円程度の事業費の増になっております。これは、後からもいろいろご説明いたしますが、要するに、本年4月からHNS関連事業が本格化しておりますが、そのための資機材の購入で3億円ぐらいかかっており、また、本年度から本格化いたしますHNS事業のための要員の訓練とか、あるいは、契防者に対する資機材の保管料とか、事務所のスペースを広げるとか、備品を買う等々がございまして、そういう業務管理費で5,000万円ぐらいかかっており、ざっと、HNS関連で3億5,00

0万円程度の先行投資といたしますか、事業費を19年度に掛けております。その分が事業費の増になって出てきているということです。むろん、HNS関連以外にも、JOGMECの関係、消防船の関係、機材訓練の関連、それぞれ19年度は多少でこぼこがございまして、増えている事業と減っている事業もあり、一概に一生懸命に削減努力をしたとは言えないのですが、目標値は一応、達成することができました。また、後ほども説明いたしますが、HNS事業は法律に基づいた事業であり、私どもセンターとしても今後重要な事業として育てていかなければいけない事業と思っているわけで、19年度は、主としてそのための先行投資みたいなお金がかかったということでございます。それが事業費でございます。

それから、随意契約です。これは先生方も非常にご関心があるところでございますので、ちょっと触れさせていただきます。同じページの「その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報」に「随意契約の見直し」について記載しております。19年12月に当センターが「随意契約見直し計画」を策定し、それに基づきまして、18年度に90%であった随契比率を19年度には67%にまで引き下げております。今後とも随契にすることが真にやむを得ないものを除き、できるだけ一般競争入札へ移行するとともに、情報公開等も図って透明性を確保していきたいということでございます。

次のページにも書いておりますように、一般競争入札38件、随契が77件でございます。ここでちょっと、随契見直し計画の内容について簡単に説明させていただきたいと思っております。随契見直し計画というのは、この四段表にはついておりませんで、誠に恐縮ですが、資料3-1「業務実績報告書」の、29ページとページ数が打っておりますが、その後に「随意契約見直し計画」がございまして、次のページをちょっとめくっていただきたいのですが、資料2です。これはセンターの昨年の一般競争契約と随意契約の状況で、先ほど申し上げましたように、18年度は一般競争入札が10件、随契が89件、合計99件で、随契割合が90%だったわけでございますが、19年度は38件対77件ということで、随契の割合が67%にまで、多少努力して落ちているということです。

それで、資料1の方を見ていただきますと、この計画といたしますのは、18年度に随意契約したのが、先ほど申し上げたように89件あるわけで、これを見直して今後、できるだけ一般競争入札に移行するということですが、少なくとも、この辺までは見直したいというのがその表です。実は、一番上の「事務・事業を取り止めたもの」というのは、18年度実績の89件のうち31件については、19年度以降に後を引かない、18年度まで

であったとか、18年度限りであるとか、調査研究事業などで契約したのもございますが、ああいうものは、18年度事業であれば18年度で終わってしまうわけで、その契約を19年度ということはないわけです。2号業務などもそうですが、2号業務も、その場で終わってしまえば、もう19年度以降の契約にカウントされないわけで、そういうものが31件ある。それから、後から申し上げますが、競争入札に移行したいものが45件、それから企画競争ということで、これは訓練所の給食ですが、いろいろな企画を出してもらって、その中から選ぶ、競争性があるもので、競争性のある随意契約ということになると思いますが、それが1件。

それから、随意契約としてどうしても残さざるを得ないものが12件です。この、どうしても残さざるを得ないものというのは、そう言うと大層なようですが、内容を見てみますと、事務所の賃貸借契約とか、研修所の用地契約とか、本部の清掃業者との契約とか、鹿児島支所の事務所契約とか、監査法人との監査契約、これは国が選任するから、我々の随契というわけにはいかないということです。それから、大型油回収装置、トランスレックの管理委託等、そういうようなもので12件です。競争入札45件でございますが、これにつきましては、この中の大宗は、資機材の管理委託、これの45件のうち32件はその業務です。これはもう年度計画、2年以内ぐらいに移行するというようにしております。それから、リース契約等もこの45件の中に入っておりますので、できるだけそういうものも移行していきたいと思っております。それから、消防船業務につきましても、これはもう今年から一般競争入札にいたしまして、既に20年度に移行したところです。

ただ、1点、今後のことについて、1つだけ先生方にご理解していただかなければいけないのは、これでセンターも12件ぐらいの随意契約に早晚、なるんだなということです。私どももできるだけそういう努力はいたしたいと思っておりますが、実は、この見直し計画を策定する際に想定しなかった案件として、特に今年度から、先ほどのHNS業務と関連するのですが、HNS契防者との契約が入ってくるわけです。19年度はもう年度途中からHNS業務をやったものですから余りなく、数件しか随契になかったのですが、20年度からは本格的に入ってまいります。このHNS契防者との契約というのは何かといいますと、要するに、HNS資機材の管理をやってもらうとか、あるいは、そのHNS契防者の要員の訓練、HNS契防者につきましては、機材の契防者と違って、資機材及び要員を確保していただいて、要望があれば出ていただくこととなりますので、要員の訓練等も行い、それをセンターが持つということで契防者と契約をしているわけです。この要員と

というのは、私どもが金を掛けて、もう継続的にその会社の職員の人たち、要員になるような人たち、あるいは、船に乗るような人たちを継続的に研修、訓練をして育てていくというふうに考えております。事業者が一般競争入札で毎年毎年クルクル変わることになりますと、金を掛けて要員訓練を行うことがどういう意味があるのかということになりますので、どうも、これはちょっと20年度以降の話ですが、実は、これは二十数件ぐらい出てまいりますので、これが、私どもといたしましては、真にやむを得ない、少なくとも、当面、ここ2、3年はなかなかすぐに一般競争入札というわけにもいかないのではなかろうかと。

特に、そういう契防者につきましては、センターが頼んで契防者になっていただいています。HNS業務は非常に危険な業務であるということもあり、なっただいてる契防者の皆さんも、別にHNSについて知識、経験が豊富で、習熟しているというわけではないので、おかつな、びっくりでなっただいてるというような面もあり、私どもが頭を下げて頼んでなっただいたという面もございますから、そういう人たちをいきなりすぐ一般競争入札でというわけにもなかなかいかないと思っております。19年度の話しではありませんが、20年度以降、随契を見直すに際しては、そういう問題もあるということ、ひとつ先生方にもご理解をいただきたいと思えます。

ちょっと長くなりましたが、四段表のほうに戻っていただきたいと思えますが、6ページです。6ページの(3)で随契から競争入札に移行した例ということで、保険契約等は随契から競争入札に移行したということです。19年度も立ち上がりの中には、もう既に、4月のときには3月中に契約を結んでいるということで、見直し計画をつくったのが12月でございますから、本格的に移行するのは20年度からと思っておりますので、その辺、よろしくご理解をいただきたいと思えます。以上が随契でございます。

それから、6ページの(3)です。関係機関等との連携の強化。これは、関係機関との連携を強化して訓練を実施するもので、予定どおりやっております、右のところに書いてありますように、四日市、大阪泉北、松山、横須賀、岩国、大分の各地区において関係機関との共同で防除訓練を実施したというものでございます。

それから、次の7ページ、防災措置業務のより効率的かつ効果的な実施方策、19年度計画に書いてありますように、油等汚染事件への準備及び対応等のための国家的な緊急時計画、それから、その中段ぐらいに書いてありますが、海上防災事業に係る検討委員会において取りまとめられた報告書及び提言、これを踏まえて、19年度計画では、HNS

防除資機材を配備するなどして、全国で発生するHNS事故への防災措置をより効率的かつ効果的に実施することが可能な体制を構築するという事で、先ほど、3億5,000万円ぐらいお金がかかってというお話をしましたが、19事業年度の実績報告ですが、[2]①の目標設定の考え方のところの後半です。センターとしてHNS防除業務に積極的に取り組むこととし、HNS防除資機材を配備するなどして、全国で発生するHNS事故への防災措置を、より効率的かつ効果的に実施することが可能な体制を構築することを設定したということです。具体的な取り組みとしては、下に書いてありますが、先ほど環境防災課長も触れておられました、19年度中に全国25カ所の基地にHNS資機材を配備するとともに、防災事業者と契防者契約を結び、HNS防除に関する必要な資格を有する要員を確保した。この防災事業者、契防者との契約というのが、私が先ほど申し上げたHNS事業者との契約、随契にしていかなるを得ないと考えているという契約です。

そのほか、センター本部を中心とする各基地との間に支援ネットワークを構築し、全国で発生するHNS事故への防災措置をより効率的かつ効果的に実施することができる体制を構築したということでございます。体制を整備し、先ほどから申し上げておりますように、今年の4月からHNSタンカーに対しては資機材及び要員の配備が法的に義務付けられたわけですが、その業務をセンターが代行しているということで、その備付証明書をセンターがHNSタンカーに対して発行しているということで、今まで1,000件ぐらい証明書を発行しておりますが、大体予定どおりということでやっております。そのほか、法的義務とは別に、石油石化企業の皆さんに対しましても、これはセンターが任意に契約を結び、石油石化企業の事業者の皆さんに対して、HNS防除に関する情報提供を行うとか、あるいは、事業所の訓練活動を支援するとか、研究計画を策定するとか、事故が起きた場合に対応を支援するとか、そのようなサービスを行うことを各事業所ごとにセンターも契約を結んでおり、現在、60カ所余りの事業所と契約を結んでおります。できれば、全国の主なコンビナートとそういう契約を結んで全国を網羅したいというふうに考えており、いずれは200事業所ぐらいの事業所と契約を結んで、センターがそういう面をバックアップをしていきたいと思っております。そういう意味では、HNS業務というのは、センターのこれまでの油防除業務と並んで、事業の重要な柱になるような業務である。そのため先行投資なり、最初の事業固めを今やっている時期であると考えております。それが3番です。

それから、8ページは特にございませぬ。

9ページの契防者の訓練ですが、28名の契防者の監督職員の訓練を行うということで、横須賀で予定どおり、右の実績値のところに書いてありますが、海洋汚染対応コースということで予定どおり実施したということです。この訓練も、10ページの④のところに書いてありますが、今までは油汚染を対象にやっていたわけですが、20年度以降はHNSを主体とした研修内容に切りかえるということで今後やっていくことといたしております。

それから、巡回研修は5カ所、釧路、秋田、金沢、境港、舞鶴の5カ所についてやったということで、実績値のところに書いてありますように予定どおり実施し、参加人員は予定オーバーして207名であったということです。

それから、11ページ、④ですが、この巡回研修は、実は、日本財団からの助成でやっているわけですが、12年度から実施して8年間で1サイクルということで、一応、19年度限りで一巡するというごさいます。

それから、機材業務ですが、全国33基地の排出油防除資材について、毎月、保管状況を目視点検するとともに、10基地に配備している油回収装置について、毎月作動確認等を行うということでありますが、右の実績の欄に書いてありますように、予定どおり実施したということです。

それから、次の12ページ、33基地の防除資機材について搬出訓練を、油回収装置を管理運用している10基地において運用訓練を行うということで、19年度の実績報告のとおり、予定どおりこれも実施したということです。

それから防災訓練、これらの重点化ですが、これも先生方ご存じのとおりですが、19年度計画で、船員法に基づくタンカー乗組員を対象にして標準コースを10回、消防実習コースを8回、それぞれ訓練を行うということです。

次の13ページを見ていただきますと、標準コースを12回、消防実習コースを8回それぞれ実施し、標準コースで496名、消防実習コースで260名の受講者があったということです。10回だったわけですが、受講希望が非常に多く、非常にタイトなスケジュールで、訓練所もいろいろやりくりし、2回ほど増やして12回ほど実施し、受講者の要望に応えたということです。

それから、有益な訓練の実施ですが、18年度に実施したアンケート結果を分析し、改善項目があれば、19年6月から改善のための措置を実施する。19年度の実績についてアンケートを実施するというごさいます、右の実績値のところ、18年度に実施し

たアンケートを分析した結果、特段、改善すべき事項はなかったが、座学講義の進め方について、一部、「詰め込み過ぎである」とか「メモをとる時間が足りない」というような指摘があったので、引き続き講義内容を改善して絞った講義にするようにしたということです。その内容を、昨年6月の訓練専門委員会に報告し、有効であるという評価を受けたということです。

それから、19年度も、先ほど申し上げた標準コース12回の訓練参加者496名を対象にアンケートを実施しましたところ、85.9%の参加者から本訓練は実務的に有益であるという評価をいただいたということです。

次は調査研究事業です。HNS海上災害対策に関する調査研究は日本海難防止協会からの委託です。北海道北岸における緊急時計画の策定はサハリンプロジェクトⅡに関連するもので、18年、19年度の2カ年間で実施しております。このほか、LNG基地の防災対策として八代港の対策の調査研究を実施しました。それから、財団助成事業として、タンカー火災の消火に関するボイルオーバーの調査研究、これも2カ年継続のものでしたが、予定どおり実施しました。19年度は、予定どおりこの3つ受託事業を実施し、財団助成事業につきましても、前年度に続いて、規模の大きな実験を行い、ボイルオーバーの防止対策について研究したということで、予定通りということです。

それから、調査研究の成果の公表ですが、19年度計画でも、これまでの調査研究の成果をホームページ上で継続公開して成果の普及・啓発を図るというものでございますが、実績の欄でも、19年度に実施したタンカー火災の消火に関する調査研究、受託事業は公表というわけにはいきませんから、この事業につきまして、成果の概要を日本財団ホームページの図書館のセンターのコーナーへ直接リンクして成果の普及・啓発を図ったということでございます。

16ページの③ですが、日本財団のホームページ上での当センター成果物へのアクセスは、5,706団体中65位であるということで、総体的な目標としては、5段階中5の評価であるということでした。

次は国際協力事業で、東南アジア諸国関係官庁の防災担当者及びその他開発途上国の関係機関の関係者を招いて外国人研修を4回実施し、海上防災に関する知識・技能の移転を図るというのが計画でしたが、19年度は、実績のところを書いてありますように、ODA事業として、ASEANの4カ国、フィリピン、インドネシア、タイ、マレーシアの4カ国から10名をお招きし、センターでHNSの事故対応への講習を実施いたしました。

それから、その他の欄で、JICA研修を海技大学校からの委託を受けて実施いたしました。これは、タンカー乗組員を対象にした研修で、マレーシアほか7カ国からおいでいただきまして、10名を対象にした標準コースでございます。それから、もう1つは、海上保安協会の委託によるもので、標準というのは、大体、タンカー乗組員を対象にしたもので、それと海洋汚染と両方ございまして、これは政府関係職員を招いたのですが、海難の専門家、海上防災の専門家、環境の専門家等々もございまして、私どもの研修だけではなくいろいろな研修を受けられているわけでございます。その政府関係職員11名、中国ほか6カ国からの方々を招いて研修いたしました。

当初は4回実施することにしていたのですが、実績は3回になっております。実は、もう1つは、ここ数年、毎年やっておりますアラビア石油からのクエート人材育成プログラムに基づくクエート人を招聘しての研修ですが、実は、アラビア石油のほうから、今年度は取りやめると、どうも、国際情勢か何かの影響で、アラ石のほうもカザフスタンか何か、そっちの方に重点を移すということで、クエートは撤退するのかどうか知りませんが、クエート人材育成の方は今年度は取りやめるという申し出がございましたのでできなかったということでございます。

それから、17ページ②ですが、受講者の皆さんに対してもアンケートを実施し、改善項目がある場合には6月までにその措置を講ずる。19年度に研修に来ていただいた方々に対してもアンケートを実施するという事です。右の欄の実績値のところを書いてありますように、18年度のアンケート結果を分析したところ、特に指摘事項というのはなかったということで、訓練専門委員会へその旨を報告したということでございます。19年度に来ていただいた方々にもアンケートを実施いたしましたところ、全員の皆さんから、非常に有益であるという評価を受けたということです。

それから、次の18ページの下欄、予算です。予算は、財務諸表を後から説明いたしますのでこの辺は省略させていただきます、20ページの利益剰余金、これも指摘を受けているわけでございます。センターの利益剰余金はどうなっているのかという話でございますが、センターの利益剰余金につきましては、19年度末の決算におきまして、22億3,000万円の利益剰余金を計上いたしておりました。このうちの大部分は認可法人時代の企業努力と申しますか、営業努力と申しますか、そういうこととか、一部は資産の売却等々によって積み立てられたものであるということで、15年10月の独法移行後、この4年半の間の利益剰余金の増加は7,000万円にとどまっているということでござい

ます。

次の21ページです。利益剰余金を生み出した要因ですが、これは当たり前のことを書いているだけでございます。1つは、防災措置業務勘定につきましては、1号業務、2号業務につきましては、どちらかと言えば持ち出しぐらいになるわけで、利益が発生する余地はほとんどないわけですが、防災勘定につきましては、ここ何年来、JOGMEC、旧石油公団からの受託事業、資機材の保守・管理・信用とか、緊急時計画の策定とか、いろいろな受託事業を請け負っており、その利益が積み上がって、それが防災勘定での利益剰余金発生要因になっているわけでございます。それが1つ。

もう1つは、特殊要因としてそこに書いてありますが、平成9年1月に発生したナホトカ号の油流出事故の防除措置費用7億6,000万円が貸倒損失ということで14年度に計上いたしております。措置を講じたのですが、油濁基金のほうから経費として認められなくてセンターの持ち出しということになり、7億6,000万円を損失計上したということです。従いまして、8年度末の決算では、今までの利益剰余金を吐き出し、むしろ4億5,000万円程度の赤字、累積損ということになっていたわけでございますが、15年10月の独法移行に際して、ナホトカ号にかかわる政府からのセンターの貸付金、運転資金等々を含めて90億円ぐらいをセンターは政府から借りていたわけですが、そのうちの未返済部分の6億3,000万円につきましては免除するということが法律的にも明記され、6億3,000万円が免除になったということで、センターの独法移行時には、結局、2億3,000万円の利益剰余金が新しい独立行政法人として引き継いだということです。

防災措置業務以外のその他の勘定につきましては、いろいろ事業をやっているわけですが、その自己収入ということで、利益を上げたり、あるいは、思うほど受注が伸びなくて赤字になったりとか、料金を引き下げたりとか、いろいろなこともあり、そういう推移があってやってきているということでございます。

そのような普段の営業努力といたしますか、企業努力といたしますか、営業状況に加え、センターとして考えられる要因としては、2番目に書いておりますのは、基金の利息、助成金、補助金等によるものということで、これがどれだけ、いかほど貢献したかというのは数字的にはなかなか難しいのですが、センターには防災基金、調査研究基金、訓練にかかわる基金、合計24.86億円の基金があり、高金利時代にはかなり運用益を稼いでいるわけですし、助成金、補助金等も、これまでもかなりもらっているわけで、そういったコスト削減効果を通じて、利益剰余金の発生に貢献していると言え、貢献しているだろうな

と思っております。

それから、3番目はもっと直接的なもので、資産の売却によるものということで、現在の防災訓練所をつくる前の訓練所の土地、建物を売却いたしまして、その売却益が、6億2,000万円あり、今、そのお金でもって訓練所を一部作り、土地は今、借りているわけですが、その売却益が発生したということと、独法に移行する際に、認可法人時代には特別積立金ということでいろいろ積み立てていたわけですが、それを独立行政法人に移行する際にいろいろ会計で仕訳したわけですが、その中の2.06億円分を自己資金分として新しい独立行政法人の利益剰余金として処理する、組み入れる、整理するというところでございます。その分が、先ほどの22億3,000万円の中に入っているということです。そうした企業努力、それからナホトカの際の特別免除、資産売却等々によってこのお金が積み立てられたものであるということです。

このお金を目的積立金としない理由ですが、目的積立金とするには財務省と協議をして承認を取るということですが、用途が限定されている目的積立金ではなくして、単なる積立金として私どもとしては整理したいということで、センターとしては自立的な業務運営を行っているので、利益剰余金も当然必要な運転資金の一部になっているわけでございますし、もし、決算が生じた場合には、その補てん、赤字処理はこの特別積立金を減らしてやるということになりますし、センター業務遂行上、ふいに緊急に必要な業務はいろいろ想定されますので、あらかじめ用途を特定する目的積立金ということではなくして、常時、いろいろなものに使えるようにするというところで、単なる積立金ということで積み立てておきたいということでございます。

それから、次の下の施設・整備に関する計画ですが、ここに書いておりますのは、消防演習場の淡水化プラントの定期点検を行う。フィルター交換については単年度支出を抑えるために分割交換を実施するというところで、右のところに書いてありますが、大体予定どおり実施したということです。

23ページは今後の計画がありますが、ここでは、資産の有効活用についてはセンターはどうなっているのかということをもう少し触れておいてほしいという環境防災課からのお話もあり、センターの資産というのは、ここに書いてありますように、訓練所の施設が一番大きい。それと船舶、船は消防船を2隻持っておりますし、訓練所の足船作業船も持っております。そういう船舶、それから、大型トランスレックをはじめとして資機材として持っている油回収装置等があるわけですが、いずれも有効活用いたしており、少なくとも

も、減損会計の対象になるような施設は何もありませんで、油回収装置も、今は使っておりませんが、一たん事故があった場合には使えるように備えておくということで、遊休資産はセンターの場合にはないと思っております。

それから、次の②の消防船につきましては、1隻が中間検査修理、他の1隻が上架修理、訓練船については2隻の上架修理を行うということですが、これは予定どおり実施しております。

それから、24ページ、人事に関する計画ですが、要するに、効率的に業務が実施できるような適正な人事配置とするということで、19年度の取り組みですが、民間船社、あるいは海上保安庁、財務省からの出向者、13名の出向職員の派遣を受け、業務内容を勘案の上、適正配置しているということで、現在、19年度末、船社から4名、海保から8名、財務省から1名で合計13名の出向を得ているわけですが、今後、私どもといたしましては、できるだけ出向者を減らして、若手プロパー職員の採用等を積極的に行っていきたい。技術の伝承ということもありますし、将来のプロパー職員を育てていくということもございますし、当面はそれがコスト削減にも役に立つということもあり、19年度は、先ほど説明いたしましたように、3名の若手職員の採用に踏み切ったわけですが、20年度も欠員の補充がありましたし、出向者の交代のための職員採用ということで、現在のところ3名の若手職員の採用を考えております。というのが人事に関する計画でございます。

次の25ページの実績値も、常勤職員29名は当初計画どおり、内部統制は、監査機能の充実等々も言われておりますので、今後、センターも勉強いたしまして、実行可能なものからやっていきたいということでございます。

次に財務諸表を説明させていただきたいと思えます。資料2です。まず、勘定ごとに説明させていただき、あと、全体のところを簡単にお話しさせていただきたいと思えます。

財務諸表の、まず、防災措置業務勘定、10ページをご覧いただきたいと思えます。主としてバランスシートと損益計算書を中心に説明させていただきたいと思えます。まず、防災措置業務勘定のバランスシートですが、資産の合計が、実は、先ほどのHNS事業の関係で昨年のバランスシートと変わっておりますので、ここだけ詳しく説明させていただきたいと思えます。

防災措置業務勘定の資産の部が20億4,987万6,000円です。そのうち流動資産が5億7,871万円で、固定資産が14億7,116万5,000円。流動資産のうち、現

金及び預金が4億298万8,000円なのですが、実は、昨年度は2億4,000万円ぐらいあったのですが、これが非常に増えておりますのは、先ほど申し上げましたHNS事業を4月から本格的に始めますが、そのための証明書発行料を3月末までに前受けとして受取り、そのお金が現金・預金として計上された。後から言いますが、前受金として2億7,000万円ぐらい受け取っております。そのお金が入っているということです。

それから、棚卸資産1億7,110万2,000円、これも昨年はほとんどなかったのですが、これはHNS防除資機材のうち、特に10万円以下のものとか、あるいは、1回限りですぐ償却してしまうようなもの、そういう資産は下の工具器具備品、要するに、償却対象資産とは別に棚卸資産として整理しており、いわゆる、油処理剤とか消火剤とか防毒マスクとかオイルフェンス、1回使ったら、もう後は使えなくなるとか、資産価値が10万円以下とか、そのようなものが1億7,100万円、これが先ほど申し上げました3億円のうちの一部ということです。

それから、固定資産で機械装置1億5,100万円、これはトランスレックで従来どおりですが、その下の工具器具備品1億171万5,000円、これはHNS関連の10万円以上の資産価値のある償却資産で、ガス検知器とか粉末散布装置とか、収納用のコンテナとか、少し値の張るようなものでございます。それから、ソフトウェアの1,245万円、これも昨年度はほとんどなかったのですが、これは先ほど申し上げました本部と基地とを結ぶ支援ネットワークシステムを導入いたしました。そのための経費でございます。資産の部はそういうところで、投資有価証券の11億9,700万円、これは従来どおりの防災基金の運用です。

それから、負債の部が7億377万円ですが、このうちの流動負債が3億464万円、このうちの前受金2億6,900万円が、先ほど申し上げました4月からのHNS業務の証明書発行料の前受け収入ということでございます。それから、固定負債が3億9,900万円、資産見返寄附金が3億7,500万円となっておりますが、これはトランスレックの日本財団法人に加えてHNS関連資機材の日本財団補助分が入っております。

純資産の部は特に変わっておりませんが、これから申し上げますが、決算といたしましては7,300万円ほどの赤字となっております。それが次のページの損益計算書、11ページですが、防災措置業務の損益計算書です。経常費用が6億207万円、経常収益が5億2,900万円ということで、19年度の防災措置業務勘定は7,300万円の赤字ということです。まず、経常費用のうち、防災措置業務費の防災費2億7,294万9,000

円というのは2号業務3件分の経費でございまして、実際に19年度に発生したのは1件だけでございますが、18年度に発生した2件につきましても金額が確定したのは19年度ということで、19年度決算に入れさせていただいております。この防災費に見合うのが収入の経常収益の防災負担金収入2億7,900万円ということになります。経常費用のうち、防災措置業務費の中で一番下のその他業務経費1億234万円がありますが、これが昨年と比べて5,000万円ほど増えているわけですが、先ほど申し上げましたHNS防除体制整備のための管理費、資機材購入ではなく管理費で、先ほど申し上げましたように、契防者の訓練を行うとか、資機材の保管料とか、HNS用の什器備品、事務所スペースの拡張等々で5,000万円ほど昨年より増えているということです。

一般管理費は共通経費で、結局7,200万円の赤字になっているわけですが、18年度が500万円の黒字で、大体収支トントンだったわけですから7,000万円強の赤字になっております。1つは、先ほど申し上げましたように、防災業務管理費が5,000万円の経費増になっているということに加えて、もう1つは、旧石油公団JOGMECからの受託業務収入が1億8,800万円になっておりますが、これが昨年度に比べて3,000万円ほど減っております。そのために利益幅がかなり減り、その分が赤字になっているわけでございます。何で減ったかということもないのですが、要するに、JOGMECからの受託事業は、19年度は5カ年の最終年度ということで、11月ごろまでに整理が終わり、報告書もつくり、残りの数カ月間は20年度以降の業務委託内容について検討するというような業務を主としてやったということで、19年度事業については大体11月ごろまでに終了したということもあり、JOGMECからの受託事業がかなり落ち込んだという分が利益幅を縮小して、実質的な赤字になっているということです。それが防災措置業務勘定でございます。それは積立金を取り崩して処理するということです。

それから、次に17ページ、その他業務勘定を簡単にご説明いたします。まず、勘定ごとにご説明いたしますと、セグメント別の財務諸表ということで、機材業務勘定、53ページをご覧くださいと思います。53ページからセグメント別の勘定の最初として機材業務の財務諸表がございます。54ページが機材業務のバランスシートですが、これは19年度に比べて特に大きな変化はございません。資産の部は5億7,900万円、流動資産は3億6,800万円、固定資産が2億1,100万円ということで、流動資産の棚卸資産は、先ほどのHNSと同じような防除資機材ですし、それから、固定資産の7,527万円は油回収装置です。負債の部の1億3,100万円のうち、流動負債が8,791万円、

固定負債が4,382万円、これのうち、長期借入金、それから流動負債の短期借入金はいずれも日本政策投資銀行からの借り入れでございます。それがバランスシートです。

19年度の機材業務の損益計算ですが、次の55ページです。経常費用が3億5,500万円、経常収益が3億8,700万円ということで、経常利益が3,138万円ということで、18年度は163万円ではぼトントンでした。この利益が3,000万円強出たのは、手数料収入3億5,890万円が、前年に比べて約10%増、3,500万円程度の増でした。増えたのは証明書の発行件数が増えたということで、経費の方はほとんど変わっておりません。証明書の発行件数でも、単価の高い10万トン以上の大型タンカーについては微減でしたが、10万トン以下のタンカーのあれがかなり増えたということで、証明書の発行件数全体としては14%も増えているわけですが、収入としては10%強の増加にとどまったということであり、3,138万円の利益、そのうち法人税等を1,154万円払い、当期純利益としては1,968万6,000円であるということです。

それから、次に、消防船業務、59ページ、60ページでございます。60ページの消防船のバランスシートです。これも大きくは変わっておりません。資産の部の合計が8億8,000万円、流動資産が2億2,600万円、固定資産が6億5,400万円、この太宗は、消防船2隻分、4億3,993万6,000円でございます。それから、負債の部は、1億8,500万円、このうち資産見返寄附金は、日本財団からの消防船への補助で、1億4,300万円です。それがバランスシートでございます。

19年度の消防船業務の損益ですが、次の61ページです。経常費用が4億3,200万円、経常収益が4億6,100万円ということです。2,884万円の利益ということで、昨年は1,237万円の黒字ということですが、今年は2,884万円の黒字ということになっております。消防船の収支が昨年以上に改善されましたのは、1つは、19年度から消防船の分担金を12%、料金を改定したということに加え、消防船の警戒件数も若干増えておりますから、19年度収入は18年度に比べて13.6%、5,017万円の増でございました。5,000万円の増だったのですが、経費の中の定期用船料2億4,200万円のところが昨年に比べて3,000万円ほど増えており、利益としては2,884万円にとどまったということです。定期用船料3,000万円増えておりますのは、18年度は消防船の定期検査修繕は引当金で手当てしたわけでございますが、19年度は定検ではありませんで、上架修理ということですので引当金で手当てできないということで、ほぼ同額の経費を計上したということで、用船料が増えているということでございます。収入とし

ては5,000万円強増えたのですが、経常利益としては2,800万円、昨年に比べれば1,600万円から1,700万円程度の増にとどまったということでございます。それが消防船でございます。

それから、訓練業務でございますが、65ページ、66ページです。訓練業務のバランスシートです。資産の部が24億4,500万円、流動資産が2億2,500万円、固定資産が22億1,900万円ということで、ここは構築物、建物、船舶も持っておりますし、そういう固定資産が大きいということと、投資その他の資産の投資有価証券、これは基金等の運用をやっているわけですが、そういうことでかなりの資産にはなっております。負債の部は8億3,900万円ということで、資産見返負債、資産見返寄附金ということで、建物等を建てる際の日本財団の補助の部分に相当するもので、7億2,600万円ということとです。

訓練業務の損益計算で、67ページです。費用が3億1,500万円、収益が3億6,100万円ということで4,670万円の利益ということになっております。18年度は200万円強の黒字ということでございますから、大幅な黒字になったわけでございますが、これも19年度に受講料を20%アップしております。燃料費も高騰するとか、基金の運用利回りも減る、ODA事業もなくなる等々もございまして20%の値上げをさせていただいたわけでございます。その値上げに加え、受講者数も12%ほど増えたものですから、受講料全体としては前年度に比べて5,200万円、27%の増となりまして、経常利益として4,600万円を計上させていただいたということとです。それが訓練勘定でございます。

それから、最後に調査研究業務勘定、72ページです。調査研究事業のバランスシートでございます。資産の部が7億6,028万円。資産の部で一番大きいのは投資有価証券6億3,300万円、これは基金です。調査研究基金の運用ということで、投資有価証券です。負債はもうほとんどありませんで、1,470万円ということで、今期3,300万円の利益が出たということとです。

次の73ページを見ていただきますと、調査研究事業の経常費用が6,162万円、収益が9,488万円ということで、3,326万円ということで、18年度は1,700万円程度の黒字でしたから、かなり大幅な黒字になっておりますが、これは、18年度は日海防からの受託とサハリンプロジェクトの受託の2つだけだったのですが、19年度は、さらにそれに加えて八代港のLNG基地の防災対策に関する調査研究がありましたので、その部分が増えて3,200万円の利益ということになったということとでございます。以上、申

上げましたように、防災勘定は特殊要因で、19年度は7,000万円の赤字になったわけですが、その他の事業はかなり順調にいったということです。

それで、法人全体といたしましては、2ページをご覧くださいますと、資産の部として、センター全体としては67億400万円の資産を持っています。負債としては、18億6,200万円で、資本の部の合計が48億4,100万円。そのうち利益剰余金が22億3,400万円ということです。そして、19年度の損益計算を、内部の勘定から勘定へも多少ございますが、そういうものを相殺した損益計算では、経常費用が17億4,800万円、経常収益が18億1,600万円ということで、経常利益としては6,728万円ということでした。そのうち機材業務にかかわる法人税等の1,154万円を引きますと当期純利益が5,535万円であるということです。

それから、法人全体のキャッシュ・フローですが、業務活動に伴うキャッシュ・フローとしては、最後に出ておりますように5億8,800万円の増、投資活動に伴うキャッシュ・フローとしては、有価証券の取得等もいろいろあり、3億2,300万円のマイナスになったということでございます。それから、財務活動によるキャッシュ・フロー、借入金の返済等の支出もございましたから、そういうものを総合いたしますと、19年度の資金の増加額は、結果として2億5,000万円の増加で、期末の残高は11億2,200万円であるということでございます。

それから、次の5ページの行政サービスの実施コストですが、法人全体で見ますと、業務費用を自己収入で賄うということで、自己収入の範囲内で十分業務を賄ったということで、4,997万円の黒字になっております。Ⅱの引当外退職給付増加見積額というのは、海保からの出向者、センターに在任期間における出向者の退職金の増ですが、これは行政サービスコストになるということで905万円、それから、機会費用、いろいろな施設を無償とか減額で使用させていただいたとか、国とか政府から出資をいただいておりますが、それを運用したら運用利回りが出たであろうと、そういうものの合計が701万円。それから、センターは、先ほど言いましたように法人税を払っておりますからその分は差し引かせていただきまして、1,154万円を差し引くと4,545万円ということで、実質的に行政サービスとして迷惑をかけている部分はないということでございます。

ちょっと長くなってしまいましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

【藤野分科会長】 どうも有難うございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、皆様のご意見を承りたいと思います。どうぞ、ご発言いただきたいと思います。ご

発言ございませんか。

私、1点だけ、後で業務実績の議論に若干関係があるかもしれませんが、資料3-2の横長の表でしたか、13ページの真ん中辺に訓練のことが書かれており、19年度業務実績報告、一番右の欄、その[1]④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報というのがあり、イ)からロ)があります。そのうちのロ)のところに、「標準コース」「消防実習コース」以外に計50回の海上防災訓練を実施したと書いてあるのですが、この標準コース、消防実習コースというのは具体的に計画に載っているんですね。ところが、それ以外という50回のほうは特段計画には載っていないのですが、これは通常、毎年大体こういうものを行っているということですか。

【栗原理事長】 はい、毎年やっております。これは、要するに、今、先生がおっしゃった、12のところを見ていただきますと、海上防災訓練事業、ここで訓練の重点化と書いてあります。ですから、タンカー乗組員とか、そういう人たちを重点的にちゃんと訓練しなさいよと。ですから、その回数もちゃんとこういうふうにやりなさいということ、他のはやらなくてもいいということなのかどうかはわかりませんが、私どもは当然、定常コースだけで10コースぐらいあるかな。

【藤野分科会長】 大変な数の訓練をやられているのだけれども、計画としては載っていないと。

【栗原理事長】 計画としては載っていない。訓練の重点化ということで載っていないのだらうと思いますが。

【藤野分科会長】 わかりました。その他、どなたかご意見はございませんか。もう1点、いいですか。実は、今日の評価には余り直接関係ないのかもしれませんが、今後、センターの活動とし大きな柱になるHNSの事故、これは現状、日本の近海ではどの程度のものが起こっているんですか。もし、簡単な情報がありましたらお願いします。

【森防災部長】 平成17年というのは、HNSの事故が非常に多くございました。例えば、大王崎の沖で船全体が燃えてしまうような事故とか、あとは、宇部沖でエチレンが排出した事故とかが起きており、4件ぐらいありましたが、18年はHNSがほとんどなくなっただけだと思っております。熊野はベンゼンです。そういうものが起こっており、大きなものはないということです。20年に入りまして1件だけと。HNS対応したのは、大分の港の中で軽油を積んだ船が衝突し、それもHNS等の範囲に入り、その辺の対応をしたのが1件です。

【藤野分科会長】 どうも有難うございます。常識を少し頭の中に入れておきたいと思ひまして、評価に直接関係ないのですが、伺ったわけです。どうも有難うございます。

そのほか何かご意見はございませんか。

それでは、今、19年度の財務諸表のご説明と、19年度の実績のご報告をいただいたわけですね。実績に関しましてはこれから委員の皆様方に評価をいただきますので、その前半、19年度の財務諸表については、当分科会としては意見なしとさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【藤野分科会長】 はい、どうも有難うございます。

それでは、ここで一旦、休憩を挟んだ後、今、申し上げました議題4の19年度業務実績評価に入りたいと思います。

実は、ここで皆様のご意見をご確認したいことがございます。それは、評価の審議に当たりまして、今、センター関係者がここに同席されております。そのことについての可否について委員の皆様方はどうお考えになるだろうか。私、落合前分科会長のころの記憶をたどっていますが、そのことについて何かこの席で特段、意見が今までございましたか。私はちょっと記憶がないのですが。しかし、今回は中期目標の評価という今までにない評価がございますから、改めて私としては皆様のご意見を伺いたい。おそらく、意見のスペクトルとしては広いスペクトルがあつて、審査の席に審査を受ける方がいるのは適切ではないと、そういう意見のスペクトルから、いやそうではない、細かい点でいろいろ議論になったときに即座に適切に対応していただくためには、むしろ、そういう意味で委員の評価に役に立つからいていただいたほうがいい。あるいは、今後のことを考えると、評価委員会でどういう意見が出ていたということは、重々、評価を受ける側の人も心得ておいたほうがいいとか、いろいろなスペクトルの意見があると思うんです。それで改めて皆様にお伺いいたしますが、この件につきまして、どなたかご意見がございましたらご発言いただければと思いますが。

私は全く中立で、今日ご出席の委員の方のご意見がございましたら、それをこの場で諮つて、多くの方のご意見に従うつもりでございますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【北村委員】 私は第1回目から参加させていただいておりますが、ほかの評価委員会でも参加しておりますが、一番最初の評価に入ってセンターの方がいらっしゃるので、アラツと思ったのです。というのは、ほかの評価委員会では、少なくともその経験がなかつ

た。ある意味で、公開された、透明性があるというような意味合いからすると、被評価者が同席するという方法もあり得るのかもしれない。例えば、議事録を公開するときに、審議に関する議事録については委員名は取りますというような措置がとられるということを考え合わせると、どうも、具体的な理論的な根拠はないのかもしれませんが、被評価者が同席しない席で評価するというのが一般的なやり方だと思います。

【藤野分科会長】 他にご意見はございませんか。特にご発言がないようで、ただいまご発言いただきましたが、それに対するご反対もないようですので、委員長としては、やはり公平に、そういうご意見があったということで、ややスペクトルの中央から今のご意見のほうに重みがあるかなというふうに判断いたしますが、そのような判断でよろしいでしょうか。どうぞ。

【工藤委員】 個人的には、やはり、出ていただいて、委員会だけで議論するのは当然だと思います。確かに、他のところでもそうなのですが、だんだん、この評価のやり方も、最初は分科会でかなり違うやり方をとって問題なかったのですが、最近だんだん、もう何年もやってくる中で独法の評価も、分科会ごとの評価がだんだん似てきているということと、それを超えて、今度、将来的には総務省に統合されることもあって、多分、霞が関にある関係している独法全体がみんな同じ方向に行くと思うんです。そのときに、ここだけが違うスタイルをとっている場合、なぜそういうスタイルをとっているかという理由がはっきりしていればそれはいいと思うんですが、特にそういう理由もないので、これは、全体的な傾向になびいたほうが無難かなと。消極的な理由ではありますが、確かに、分科会長がおっしゃるように、いていただくことでいろいろと意見交換ができたりとか、センターの場合、業務に特色がありますので、その辺、補足説明をいただくことは確かに重要だと思っておりますが、かなり十分にご説明いただいておりますし、理事長みずからこれだけ長くご説明いただく分科会はなかなかないと思います。普通、事務方が説明することが多いので、財務諸表は関係者という形で行きますので、そういう意味では十分ご説明は尽くされていると思いますし、事前に質問があれば、ここの段階でご質問し、一旦、そこと区切って議論するほうが自然かなと思います。

【藤野分科会長】 はい、ご発言どうも有難うございます。私から確認しますが、今、たまたま工藤委員の方からもございましたけれども、何となく全般的に評価のやり方について、ある方向性に向いつつあるということですが、これは全体的にどうしてほしいという指導といいますか、ガイドラインというか、そういうものはあるんですか、今の点に関

しまして。ただ、今の全般的なお話のように、そっちの方に行っているということはあるようでございますが。

【工藤委員】　ただ、やり方自体は、まだかなり自由度があると思うんです。ただし、出した結果に対して、既に総務省の方も独法の方から要望があったりしていますので、そこで要望されることは割と共通しています。それを踏まえると、やはり、ある程度、形式も同じ方がいいのかなということで、何となく、最近の傾向として、要望の中でも、各独法の特異性を余り認めない傾向にあるのです。だから、そういう意味では、なぜこだけ同席しているのかと言われたときに、繰り返しになりますが、こうこうこういう理由だということが言えればいいと思うんですが、ちょっと、そういう理由が私、個人的には見当たらないので、他の先生で見当たる方は言っていただければ、別に皆さんがいるのが嫌だというのではなくて、いらっしゃったほうが楽しいのですが、個人的に、やはり、そういう理由もあるかなと思います。

【藤野分科会長】　はい、どうも有難うございます。私が伺った件につきまして、何かインフォメーションがありますか。特段、ガイドラインがあるということではないんですね。

【竹田政策評価官】　私は政策評価官の竹田でございます。私は、この分科会の事務局というよりは、親委員会の事務局を担当している者でございます。基本的に、分科会の評価のときに独法がいるか、いないかについては、特にガイドラインとかいうのは決めておりませんので、分科会の方で決めていただいてもよろしいかと思いますが、先ほど、北村委員とか工藤委員からご意見があったように、私はこの4月からなのですが、私が今まで出したものでは、評価の場に独法の方がいらっしゃる例はなかったかなと思っております。ただ、まだ半分も終わっていないところなので、他のところをすべてチェックできているわけではないのですが、傾向としてはそういうところであります。

【藤野分科会長】　はい、有難うございます。そのほか、今の件につきましてご意見がありましたらご発言いただきたいと思っております。

それでは、これはやはり、ここで分科会長としてどうするかということをご提案しないといけないと思っております。非常にフォーマルに考えれば、やはり、評価される方がいらっしゃるといというのは、いろいろ、多分、皆さん、発言しにくいということはないとは思いますが、全体的な傾向も、他の評価分科会の傾向も、どうやら、評価を受ける方がいらっしゃらないというのが多数のようでございますので、ここでも、あえてそれに異を唱えて、こ

の分科会は特別だと主張するのも少し勇気が要ると思いますので、他と合わせまして、誠に恐縮ですが、評価の審議に当たりましてはセンター関係の方はご退席いただければと思います。ただ、突然、この点はどうかということをお伺いすることがあるかもしれませんので、余り遠くに行かずに、なるべく近場にいらしていただいた方がよろしいかと思しますので、是非そのようにさせていただきたいと思います。

時間を取らせていただきましたが、ある意味で、考え方によっては自由な点であることも確かですので、今のような措置にさせていただきます。

これから10分ほど休憩したいと思います。3時半から始めたいと思います。センターの方々、大変恐縮ですが、急に呼び出しがかかる可能性もありますので、どうぞよろしくお願いたします。

【君島課長補佐】 それでは10分間の休憩とさせていただきますして、今、分科会長からありましたとおり、3時半から再開させていただきますしたいと思います。

なお、後半の議題であります実績評価につきましては公開できないことになっておりますが、本日、傍聴者の方がおられないということで、今、分科会長からありましたとおり、センターを除いたメンバーで続けるということにさせていただきますと思います。

それでは、3時半からの再開となりますので、よろしくお願いたします。

(休 憩)

【分科会長】 予定の時間が参りましたので会議を再開したいと思います。

次の議題は、先ほども申し上げましたが、「平成19年度業務実績評価について」でございます。先日、ちょうど1週間ほど前になりますが、事務局から平成19年度業績実績報告を詳細に伺いまして、それに基づきまして分科会長試案といたしまして、今日、皆様のお手元に配っております業務実績評価シートを作成させていただきました。しかし、これはあくまでも今日のこの委員会での議論のたたき台でございますので、そこに書いてある評価にこだわられる必要はございません。皆様から忌憚のないご意見を頂戴し、最終的に分科会としての評価を取りまとめたいと考えております。このような進め方でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 どうも有難うございます。

それでは、具体的な評価に入る前に、復習ですが、評価基準など、評価に関する全般的な説明を事務局からお願いたします。

【事務局】 それでは、年度実績の評価方法についてご説明をさせていただきます。お手元の参考資料2をご覧ください。1ページ目ですが、まず、先ほど理事長の方から説明がありました19年度業務実績報告の項目ごとに、段階的な評価を行うこととなります。この基準ですが、「中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる」ときには「5点」、「優れた実施状況にあると認められる」ときは「4点」、「着実な」が「3点」、「概ね着実」が「2点」、一番最後の「着実な実施状況にあると認められない」が「1点」という基準で5段階の点数をつけることになっております。

次に資料4が評価のシート、分科会長試案になっておりますが、これの一番最後、16ページをご覧ください。各項目の評定が終了した後、総合的な評価を行うこととなります。具体的に申し上げますと、まず、一番上ですが、各項目の合計点数を項目数に3を乗じた数で割った値が120%以上であれば「極めて順調」、100%から120%が「順調」、80%から100%が「概ね順調」、80%未満の場合が「要努力」という評価になります。このほか、下の方になりますが、法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述式で評価することになっており、本日いただきました意見等をここに記載したいと考えております。

続きまして、参考資料3をご覧ください。これは平成18年度の評価結果に関しまして総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の委員長から国土交通省独立行政法人評価委員会の委員長あてに提出された意見の抜粋でございます。これは、国交省全部で20法人あるのですが、この20法人に共通する指摘事項とか、3ページになりますが、センターに対する個別の指摘事項、いろいろございまして、目的積立金とか利益剰余金、資産の有効活用、給与水準、内部統制等について各現状を説明した上で評価委員会の評価を受けるようにという指摘でございます。また、昨年度の独立行政法人整理合理化計画におきましても、随意契約の見直し等について評価委員会によるチェックを受けるように記載されております。今回、指摘がなされました、ただいま申し上げました項目ですが、どこで評価するかにつきましては明確にされておらず、国土交通省の方からは新たに評価項目を設ける必要はなく、既存の評価項目の評価理由のところになお書きで追加するか、あるいは、総合評価のところ記載すればよいと言われております。センターの場合につきましても、第一期中期計画や各年度計画におきまして、こうした項目は設けておりませんでしたので、今回は関連する項目の中で、先ほどセンターの理事長から現状等を説明させていただいたところでございます。これらに関する評価結果につきましては、最終的に総合評

価の欄に記載して提出したいと考えております。年度実績の評価方法に関する説明は以上でございます。

【分科会長】 はい、どうも有難うございました。ただいまのご説明で何かご質問はございますか。特にないようですので、早速審議に入ります。

資料4「平成19年度業務実績評価シート」の分科会長試案をもとに進めたいと思います。審議を効率よく進めるため、項目ごとに1つずつ説明し評価を繰り返すというのではなくて、区切りのよいところまで一度に説明していただき、その後、まとめて評価していただくというようにしたいと思いますが、皆様、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 それでは、19年度業務実績評価結果等について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料4「平成19年度業務実績評価シート・分科会長試案」について説明させていただきます。

まず、表紙をめくっていただきまして2ページ目でございます。表の構成からご説明させていただきます。一番左が、センターが策定しました第一期の中期計画となります。次の欄が19年度計画となります。真ん中の欄は、先ほどご説明しました「1」から「5」の点数をつける欄になっております。その次が「評定理由」で、一番右が「意見」となっておりますが、それぞれ括弧書きで、「評定理由」のところは（計画と実績のポイント）、「意見」のところは（参考事項）と書いております。これは、この分科会が終わりまして国交省の評価委員会に提出することになりますけれども、そのときには「評定理由」、一番右の欄は「意見」という形で提出したいと思います。

本日の分科会長試案ですが、ここにつきましては括弧で書いてあります（計画と実績のポイント）、（参考事項）ということで記載しております。先ほどセンターの理事長から報告があった実績を要約して記載しているのが（計画と実績のポイント）のところです。国交省の方には、本日の結果を踏まえ、書きぶりを若干修正した上で、「評定理由」という形で提出したいと考えております。

「意見」のところですが、この欄につきましては、本日は評価の参考となる事項を記載しておりますけれども、国交省に提出するときは、本日いただいた意見をこの欄に記載して最終的に提出したいと考えております。

それでは、中身の説明をさせていただきます。まず、業務運営に関する部分、2ページ

から5ページですが、ここまで一括して説明させていただきます。

まず、組織運営の効率化の推進でございますが、アンダーラインで引いておりますけれども「支所の廃止も含めて組織・機構・定員の見直しを行う」という中期計画になっておりまして、これらにつきましては、一番右の参考事項のところに書いてありますが、16年4月1日に函館支所の廃止、同じく16年4月1日に訓練所の教官1名を削減したということで、19年度につきましては計画を設けておりませんので、この欄につきましては評価結果は「－」とさせていただきます。

次に、業務運営の効率化の推進でございますが、①が一般管理費に関する計画でございます。19年度の一般管理費を14年度比で13%程度削減という計画でしたが、先ほど理事長から説明がありましたとおり、19年度の一般管理費は4億1,395万円となり、14年度比で25.2%に相当する額を削減したということで、計画の13%を達成しておりますので、この①につきましては「4」点とさせていただきます。

次は②の人件費の削減です。第一期につきましては、18年度と19年度の2年間で概ね0.7%の人件費を削減するという目標でしたが、18年度は+0.65%となっております。これは業務の引き継ぎのために新しい職員を3カ月前倒しで採用し、この3カ月間新旧職員が重複したということで人件費がかかってしまい、+0.65となっておりますが、18年度末に海上保安庁からの出向者3名のかわりに若手のプロパー職員を採用し、若返りを図ったことによりまして、平成19年度の人件費は2億8,491万円となり、平成17年度の人件費に対して8.25%の額を削減したということで、中期計画の0.7%を達成しておりますので、ここも「4」点とさせていただきます。

次は③の給与体系の見直しです。ここは参考の欄に記載しておりますが、平成18年度当初に職員俸給表の水準の引き下げ、給与カーブのフラット化、枠外昇給制度の廃止、役員給与月額引き下げ等を行いまして、既に措置済みということで19年度計画には記載しておりません。従いまして、この欄につきましては「－」にさせていただきます。

それと、参考のところに書いておりますが、「給与水準について」ということで、先ほど理事長から対国家公務員指数が113.5と国家公務員に比べて高くなっていることについて説明がございましたが、その理由につきましては、一般の事務職員に比べて、センターの職員については、危険性、困難性を伴う業務に従事しているということ、専門知識を有する人材を確保しているということ、それから、勤務場所が横浜、横須賀で、地域手当の支給率が高いこと、このような理由で高くなっているということでございます。

続きまして、4ページ目です。④の事業費ですが、19年度の事業費を14年度比で5%程度削減という目標でございました。これにつきましては、平成19年度の事業費が11億6,619万円となり、平成14年度比で10.9%に相当する額を削減し、目標の5%を達成したということで、ここは「4」点をつけさせていただいております。

なお、参考のところに書いておりますが、平成18年度は41.7%削減。平成19年度は10.9%ということで削減率が減った形になっておりますが、これについては、先ほどの理事長の説明のとおり、HNSの資機材の購入等で事業費が増えたということです。引き続き、センターとしては努力して、この削減目標を達成しておりますので、ここは「4」点をつけさせていただいております。

それと、同じく参考のところで、「随意契約の見直しについて」という項目を設けております。ここも繰り返しになりますが、随意契約見直し契約に基づいて、可能なものについては一般競争入札に移行を図っているところでございます。この結果、随意契約件数の割合が平成18年90%だったのが、平成19年度には67%になったということで着実に取り組んでいるものと考えております。

次に、関係機関等との連携の強化でございますが、これは地域で行われる防災訓練に参加して油回収装置等の運用訓練を実施、関係機関との連携を強化するという目標でございまして、これについては、四日市、横須賀、大阪、大分、松山、岩国の6カ所で計画どおり実施したということで「3」点をつけております。

次に防災措置業務のより効率的かつ効果的な実施方策でございます。HNS防除資機材の配備など、HNS防除体制の構築を図ることが19年度の計画で記載してございましたが、これにつきましては、日本財団の支援を受けながら、センターの自己資産も投入いたしまして、HNSの防除資機材を購入し、全国25カ所の基地に配備しております。また、HNS防除に関して必要な資格を要する要員の確保とか、HNS事故対応支援ネットワークの整備など、積極的にHNS業務に取り組んでいるということで、この項目については「4」点をつけさせていただいております。

以上で業務運営に関する部分の説明を終わらせていただきます。

【分科会長】 どうも有難うございました。ただいま事務局から最初の一まとめでございます業務運営の項目につきましてご説明いただきましたが、これらの評価についてと、先ほど理事長から説明がございました、今の説明の中にも一番右の意見の欄のところ付記されております給与水準の見直し並びに随意契約の見直し、これらにつきましても委員

の皆様方のご意見がございましたら伺いたしたいと思います。どこの項目からでも結構ですので、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

例えば、19年度の実績評価で言いますと、ご発言がないということは、おおよそこの評定結果は妥当と皆さんご判断でしょうか。そのほか、先ほど理事長から説明がありました給与水準の見直し、あるいは随意契約の見直しについても、ほぼ妥当な努力をされているというふうにお考えでしょうか。どうぞ。

【委員】 結論として、評定結果についても、それから特筆事項についても異論があるわけではありませんが、この記載の仕方ですが、この意見というのは当委員会の意見ということですよ。そうだとしますと、例えば、「給与水準について」というところで、業務実績報告書の2ページのとおりというのはおそらく記載の仕方としては、こうはならないのでありまして、業務実績報告書の2ページに記載のあるところを当委員会として理解し、適切であると認めるというような、おそらくそういうことになるのではないかと思います。これは繰り返し出てまいります、そのように主語を変えて、それに応じて表現も変えていただく必要があろうかと思います。

【分科会長】 今のご発言はもつとも、あくまでもこの評価の主体はこの委員会ですから、当然、書きぶりはそのようになると思いますが、その点、何か事務局からご説明がございましたか。

【事務局】 先ほど、冒頭にご説明させていただきましたとおり、一番右の欄につきましては、最終的には意見という形で出したいと思いますが、今日は（参考事項）という形で表記させていただいております。従いまして、国交省に出すときは、今の（参考事項）で書いている部分は全部白紙にし、本日いただいた意見を入れて出したいと思います。この書きぶりについては、後日、分科会長とご相談をしながら作成したいと考えております。

【分科会長】 ということで、あくまでも文章を書いている主体は当委員会であるというスタンスで、しかるべく、おかしくない日本語で書きたいと思いますので、その書きぶりの細かい点につきましては、大変恐縮ですが、事務局と私に一任していただければと思います。それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【分科会長】 はい、有難うございます。そのほか、ご意見ございますか。

それでは、引き続きまして、次の項目、業務に関する部分についてのご説明をお願いいたします。

【事務局】 引き続きご説明させていただきます。次は5ページから12ページまで一括して説明させていただきます。

まず、5ページの下欄ですが、海上防災措置実施事業ということで、(1)につきましては、油回収装置を配備しております10基地において、油の回収から処分までの一連の作業をマニュアル化し、関係者に配付するというのが中期の計画でした。これにつきましては、参考の欄に書いてありますが、15年度と16年度の2年間で、10基地全てでマニュアルを作成し関係者に配付しており、措置済みということで、19年度については計画しておりませんので、ここは「-」とさせていただきます。

続きまして、6ページ目、②の契約防災措置実施者の能力の向上でございます。このアですが、契防者に対する訓練ということで、28名の監督職員の研修を行い、契約防災措置実施者の能力の向上を図るという計画でした。これにつきましては計画どおり、契防者28名に対して海洋汚染対応コースの訓練を実施し、排出油等の防除措置に関する知識・技能の向上を図っております。

なお、参考のところを書いてありますが、この事業については、日本財団の助成事業ということで、油中心の研修を毎年行っておりましたが、20年度以降につきましては、HNSを主体とした研修に切りかえて引き続き実施していくこととしております。この項目につきましては計画通りということで「3」点をつけております。

次に7ページ目、巡回研修会でございます。地方で巡回研修会を行い、契約防災措置実施者の能力向上を図るというもので、センターの職員を釧路、秋田、金沢、境港、舞鶴の5カ所に派遣し、契約防災措置実施者の職員、計207名に対しまして研修を行っております。これも参考でございますが、日本財団からの助成事業ということで、平成12年度から毎年度実施しておりましたが、一通り全国を一巡したということで、19年度をもってこの事業については終了しております。これも計画通り実施したということで「3」点をつけております。

続きまして、(2)機材事業です。全国33基地に配備してあります排出油防除資材、それと全国10基地に配備しております油回収装置、それぞれ毎月点検、整備をして、緊急時の使用に備えるという計画でございます。これも計画通り、毎月定期点検を実施し、不具合箇所が見つかったときには必要な措置を施したということで「3」点をつけております。

続きまして8ページ、機材事業の②です。排出油防除資材を管理しております33基地

においては搬出訓練、油回収装置を管理運用しております10基地においては運用訓練をそれぞれ行うということで、これも計画通りそれぞれ1回ずつ実施しております。従いまして「3」点をつけさせていただいております。

次に(3)海上防災訓練事業です。①訓練の重点化ですが、これにつきましては、船員法の法定訓練に重点を置きまして訓練計画を策定し、標準コースについては10回、消防実習コースについては8回実施するという計画を立てておりました。これに対しまして、標準コースについては12回、参加者は496名、消防実習コースについては8回、参加者260名をそれぞれ実施しております。

なお、標準コースの計画は10回でしたが、受講希望者が予定を大きく上回ったということで、年間訓練計画を調整いたしまして、先ほど分科会長の方からご発言がありました他の訓練50回ですが、これは全く減らすことなく、この5日間の標準コースを2回追加して実施したということで、訓練所の教官に頑張ってもらったということで、これにつきましては「4」点をつけさせていただいております。

次は9ページ、②有益な訓練の実施ですが、訓練終了後に訓練参加者に対してアンケートを実施し、講義方法の改善等を行う。また、実施した訓練が有益な訓練であるとの評価を70%以上の参加者から得られるように努力する。さらには、評価結果を踏まえた改善等については外部の評価を受けるという計画を立てておりました。これにつきましては、アンケートを分析した結果、特段、講義方法等に改善すべき点は認められなかったのですが、一部参加者の指摘を踏まえて、講義内容にちょっと改善を加えております。この指摘といたしますが、「詰め込み過ぎ」とか「メモをとる時間が足りない」といったような指摘でした。この改善内容につきましては訓練専門委員会に報告して、「有効である」との評価をいただいております。平成19年につきましても、標準コースの参加者496名にアンケートを実施、座学につきましては84.1%、実習については82.7%の参加者から「理解できた」または「ほぼ理解できた」との回答をいただいております。また、85.9%の参加者から、今後の実務に有益であるとの評価をいただいております。この有益な訓練の実施につきましては予定通りということで「3」点をつけさせていただいております。

次に10ページに移ります。(4)調査研究等事業です。これについては、受託事業を3件、日本財団の助成事業1件をそれぞれ実施することを計画し、予定どおりの調査研究を実施したということで「3」点をつけさせていただいております。

次、②調査研究の成果をホームページ上で公開し、成果の普及・啓発を図るということ

ですが、これは19年度計画には記載しておりませんが、19年度に日本財団の助成事業としてタンカー火災の消火に関する調査研究を実施しておりまして、その概要につきましてはセンターのホームページ上で公開しております。また、日本財団の方で開設しております日本財団図書館ホームページに行けるようにリンク設定をしており、成果物の普及啓発を継続して行ったということで、この項目については「3」点という形で点数をつけさせていただいております。

なお、次の③の自主研究に関する結果をホームページ上で公開するということですが、これについては、19年度は自主研究を予定しておりませんでしたので記載しておりません。従いまして、ここは「-」にさせていただいております。

次に(5)国際協力推進事業ですが、東南アジア諸国の防災担当者を対象とした外国人研修を4回実施し、海上防災に関する知識・技能を移転するという計画でございました。これについては、ODA事業、そしてJICA事業として、外国人研修を計3回実施したところでございます。計画より研修回数が1回少ないわけですが、これは先ほど理事長から説明させていただきましたとおり、委託元の事情によりましてキャンセルとなったものでございます。これについては回数が1回減っているのですが、予定どおり事業を実施したということで「3」点とさせていただいております。

同じく②ですが、これは海上防災訓練事業とほぼ同じ内容を計画しております。アンケートを実施し、きちんと評価が得られるように講義内容等を改善するというので、これについては、ここで記載しておりますとおり、ほぼ9割以上の項目で参加者から「よい」という評価をいただいております、機材とか通訳を含めた設備の状況、スケジュールについても参加者から「よい」という評価をいただいております。従いまして、この項目については「3」点をつけさせていただいております。

以上、業務に関する説明を終わらせていただきます。

【分科会長】 はい、どうも有難うございました。ただいま事務局から、若干長いですが、業務に関する部分について説明がありましたが、これらに関する評価についてご意見を賜りたいと思いますので、お願いします。どこの項目からでも構いません、お気づきの点がございましたらお願いします。

【委員】 10ページの②です。ここは「19年度計画には記載なし」で評価をしているわけですね。他のところは19年度計画に記載ない場合には評価をしていないのですが、その両者の区別は何ですか。

【事務局】 「19年度計画に記載なし」ということで「-」を引いているところにつきましては、19年度については計画をしていないわけで、何もやっていないということで「-」をつけさせていただいております。ただ、この②の調査研究の成果の普及啓発ですが、計画には書いていなかったのですが、日本財団からの助成事業である「タンカー火災の消火に関する調査研究」の結果については、センターとして普及啓発を図っており、取り組みをしておりますので、この項目に関しましては「3」という点数をつけさせていただいているところでございます。

【分科会長】 というご説明ですが、それに対してさらに何かコメントはございますか。

【委員】 その判断基準というのがちょっと。

【分科会長】 強いて言えば、計画がないために何もしていない、初めから何も計画していないでなかったということに関しては、逆に言うと評価のしようがないから、当然、「-」にしている。しかし、計画にはうたっていないけれども、このセンターの業務としては是非やるべきだという趣旨のアクティビティをここに書いて、それは順調にやっていますよという評価であるということで、ご質問の趣旨にぴったりした回答になっているかどうか、私もちょっと不安ですが、そういう趣旨だということです。いかがでしょうか。これを見ますと、ちょっとわかりませんが、例えば、一番右の日本財団のホームページでかなりたくさんの方の外部の方がこのセンターの業績に対してアプローチしてくださっているようですが、ちなみに、これは何かわかるのですか、5段階で「5」「4」「3」「2」「1」となっていて、例えば、その分布がどのようになっている、センターに対する評価がどの辺にあるのだろうかということが、もし、わかれば結構ですが。若干、やや細かいことですから余りこだわりませんが、この数字だけで見ると、5,700余りの団体の中からというと、上から1割ぐらいのところの上位の注目度があるというふうに読みなさいということでしょうか。

【事務局】 先ほどの説明で大事な部分を説明し忘れておりました、この部分をちょっと強調したいがためにこの点数をつけたところもあります。この日本財団の評価基準は私も詳細にはわからないのですが、5段階のうちで最高の「5」という評価をいただいているというのは、おそらく、アクセス件数が多いということも含まれているのではないかと考えております。

【分科会長】 はい、どうも有難うございます。今、〇〇委員の方からコメントがあった件につきましては、この評価「3」を生かしてもよろしいでしょうか。

(「はい、結構です」の声あり)

【分科会長】 はい、では、そうさせていただきます。

その他の項目につきましてご意見がありましたらお願いいたします。どうぞ。

【委員】 私も実はその10ページの②は若干気になったのですが、16ページの総合評価とか、あるいは、特色のある業務というのがあります。特色あるというのは今回特につけておられないと思いますが、通常であれば、このところを、形式的に判断すると、これはやはり「－」で、最後の特色ある活動とか、そこで書かれたほうがいいのかなど。そのところで、注目度が高いというのがすごく重要ならば、そこを少し高目に評価して、実際に内容的には、例えば、アクセス数がこれだけ多くて、5,706団体中65位で相対評価で5段階の「5」というのが、「3」なのかというと、もしかすると、もっといいんですね。だから、無理にこのところに入れて「3」にするよりは、ここは「－」のままにしておいて、特色ある今年度の事業というところで取り上げて、これについては特に19年度改めて計画はしていないのだけれども、結果的にはこういう頑張りがあったというほうがかえって成績はよくなるのではないかという気がします。ちょっと私もここに無理に入れると下と整合性がないことになってしまうのではないかと思います。

【分科会長】 はい、どうも貴重なご意見を有難うございます。今の点に関しましては、先ほどご意見をいただいた〇〇委員のご発言とも関係ありますが、〇〇委員、今の〇〇委員のご発言はどのように感じられますか。

【委員】 というのは、年度評価というのがものすごく形式論ですが、年度計画に対しての実績評価という形で評価するのだという形式的原則論を守るとすると、計画がないのに評価しようがないということになるのではないかというふうに考えるんです。それが1つあります。

もう1つは、特色あるところに移すときには、ちょっとこれを変えていただきたいのは、これは2008年6月21日現在なんですね。したがって、今年度の話ではないので、その前の年度の数字を取ってもらうかどうかと。

【委員】 少なくとも3月31日現在にしないと年度にならないですね、それは確かにそうですね。

【分科会長】 今回のカレンダーの話はちょっと難しい点があるんですね。どの年度にやられた研究に対するのかという見方ももう1つあるわけですね。だから、アンケートをとった数字のカレンダー年度がいいのか、その年度に行われた研究業績等に対してのアプロ

一チがどうだったのかというもう1つの見方もあるので、今の点、何か区別ができますか。

【事務局】 例えば、2008年3月31日現在の件数というのは、今となれば多分わからないと思います。ここは表記を工夫いたしまして、別の形で、今、委員からご指摘がありましたとおり、この項目については一番最後の総合評価のところで、書きぶりは工夫し、記載させていただければと考えております。

【委員】 このランキング自体が6月21日現在ではないんですよね、これは、きっと、日本財団図書館の、アクセス数が6月21日現在でこうこうというだけであって。

【分科会長】 多分その時点まででしょう。

【委員】 までですかね。

【分科会長】 ですから、その始まりがどこからかというのもまた出てきてしまいましたね。

【委員】 ただ、あれですね、普通に考えると、日本財団の注目度は毎日別に変わるわけではないと思うんです。

【分科会長】 もちろん、そうですね。

【委員】 だから、これを、例えば参考資料として、これだけやっているという参考の数字にはなると思うんです。ただし、それをベーシックに19年度の評価にはやはりならないので、ただ、結果論として、そこまでやったことが自主研究の成果ですから、これは結果的には何年度のというよりは、これも厳密に字句にこだわると、「ホームページ上で公開し、成果の普及・啓発を図る」ということなので、例えば、過去の年度にやった成果だって、それにアクセスが増えれば、これは別に19年度の成果ではないからだめだとは言えないはずなんですよね。だから、そういう意味で典型的にそこまで増えていますよというのは、1つの目安の数値として挙げておいて、ただ、これを、私もちょっとこだわるのですが、19年度計画にないものをここに無理やり突っ込むのはちょっと無理があるので、特色ある業績というところか、総合評価かどちらかわかりませんが、そうした形で対応するほうが素直かなというふうに思います。

【分科会長】 ご意見よく分かります。この点につきまして、他の方はどんなふうにお感じになれますか。今、お二人、〇〇委員、〇〇委員からのご意見を伺っていて、確かにここにはめ込むのはやや、他とのバランスも悪いなど。強いて言うならば、やはり最後のページのほうに入れるべきだなど。ついては、その数字の性質、例えば、「65位」というのが一体何なのだということ、もし、今、ご意見の中にいろいろ出ましたが、それが少

しわかれば、例えば、いついつからの類型なのか、あるいは、何か特定の、ある年度に行われた研究等についてのアプローチ件数なのか、もしそういうことまで分かれば、さらには、若干、もうちょっと前、今、ここに書かれているカレンダー一年月が少し後ろ、20年6月21日、だから、もうちょっと、19年度の業績評価としては19年度のカレンダー内の数字が、もし分かるならば、それと入れかえてみるとか、その辺少し努力していただいて、いずれにいたしましても、この19年度の実績評価に当てはめるのは、やはり少し異質な感がありますので、そこは削除し、最後の総合評価に、書きぶりも少し工夫して入れるということではいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 ちょっと私は実は違った感触を持っているのですが、この当該項目だけを見ますと、調査研究の成果を公開すると、それで普及啓発を図ると、これが中期目標ですね。そうしますと、これは確かに中期目標策定時点で既存の研究があれば、それを公開しなければいけない、それは措置済みなのですが、新規に研究をすれば、その新規の研究を公開するというのは、また当該年度にしなければいけないことだと私は思うわけです。そういう意味では、実は、センターが平成19年度の年度計画で措置済みであると言ったのが間違いでありまして、「措置済み」ではなく、「新規研究があり次第、逐次実行する」と書くのが正しかったということだろうと思います。

【委員】 ただ、それは、年度計画に書いてない以上、今さらいじれないですね。

【委員】 そうなんですね。私分からないのは、「措置済みであるため記載していない」というのは、「措置済みであるため」というのは単なる説明なのか、記載していないというのは、別に従来以上に何かすることではないから記載していないのだけれども、当然、中期計画の記述が生きていて、年度計画にも影響を持っていると解釈をすれば、まあ、そう言えなくもない。そういう意味では、私はこれは「3」の評価に値する話だと思いますが、センターが記載していなかったということをあえて強調するならば、それはセンター側が評価を受ける権利を放棄したということでも空欄という考え方もあり得るだろうと思います。

それとは別に、〇〇先生がおっしゃるのは、むしろ、研究したこと自体、あるいは、分科会長がおっしゃるのも、そういう研究したこと自体が1つの業績ではないかということで、これは計画にはありませんので当然、特記事項ということになるということではないかと思いますが、その措置についてはご提案でよろしいかと思います。

【分科会長】 今、〇〇先生からご指摘がありましたように、確かに、本来のこの項目の目的からすると、19年度に計画をしないということ自身が、若干おかしいわけです

が、これは書いてしまっているものですから今さらここは変えようがないので、次善の措置として、やはり、この「3」という評価はこの欄からは削除して、これに相当する努力をセンターがしていますと、それは世間からもきちんと認められていますということで、一番最後の総合評価のほうに注記、特記させていただくということで措置させていただきますが、それでよろしいでしょうか。はい、では、そうさせていただきます。

そのほかのアイテムについて、何かお気づきでしょうか。それでは、そのほか特段のご発言はないようですので、業務に関する評価につきましては、一応これを見ていただいたことにさせていただいて、引き続き、残りの部分についての説明を事務局のほうからお願いいたします。

【事務局】 説明させていただきます。資料4の12ページになります。まず、予算、収支計画及び資金計画ですが、(1)が自立的な運営を図るための自己収入の確保、(2)が予算、(3)が収支計画、(4)が資金計画となっております。まず、自己収入につきましては、年度計画で掲げた事業を着実に実施し、自己収入を確保したということで、国の方からは運営費交付金という形では第一期期間中、第二期もそうですが、一切いただいておりません。それと、(2)から(4)までにつきましては、それぞれ計画どおりに実施しております。従いまして、「3」という点数とさせていただいております。

次、13ページの「4. 短期借入金の限度額」についてです。排出油防除措置に必要な額として11億1,000万円を短期借入金とするという計画でしたが、これについては借入金をしておりませんので「-」とさせていただいております。

なお、この短期借入金のところですが、昨年の分科会におきまして、短期借入金をしなかったことに対して評価してもいいのではないかとというご指摘がございました。それで国土交通省の他の独法について調査しましたところ、20法人中、この部分を単独で評価されている法人は2法人ありました。これはどういう観点で評価されているかということ調べましたところ、資金繰りがうまくいったので短期借入金をせずに済んだということ、つまり、資金繰りをよくやったということで評価をされているようでした。センターの場合につきましては、11億円、これは防災基金と同じ額で、大規模事故が発生した際に、この11億円を担保にして市中銀行からお金を借り入れて、それをもとに防除活動を行うことを想定しての額でございます。19年度、たまたま大きな事故が発生しませんでしたので借り入れせずに済んだということですが、この部分はセンターの努力で借り入れせずに済んだということではございませんので、これにつきましては評価の対象から外させて

いただきたいと考えております。

次に、5番目の「重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画」という項目ですが、これにつきましては計画なしということですので、ここも「－」にさせていただきます。

次に「剰余金の使途」です。ここも予定しておりませんので、「－」とさせていただきます。

なお、参考欄に「利益剰余金について」と記載しておりますが、先ほどセンター理事長から、19年度末時点で22.3億円の利益剰余金があり、その殆どは認可法人時代に積み立てたもので、独法時代に積み立てた額は7,000万円という説明をさせていただきました。この発生要因は先ほどの説明のとおりですが、センターでは、これらの利益剰余金を目的積立金ではなくて単なる積立金として整理しております。目的積立金と単なる積立金と2つありますが、目的積立金については使途が限定されているもので、決まったものにはしか使えないというものであり、一方の積立金については、使途は限定されていません。センターの場合で言いますと、大きなお金が必要になるのは、大規模事故への対応とか、センターが所有しております船舶とか訓練施設が壊れて緊急に修理しなければいけない、それと、大型油回収装置というのが全国10基地にあるのですが、これが壊れて緊急修理をしなければいけない、あるいは、新しいものに代替えしなければいけないというのが想定されますが、これらにつきましてはいつ発生するのか、どれくらいの費用がかかるのかということ事前に予測することが困難でございますので、何でも使えるように単なる積立金ということでセンターの方では整理いたしております。

続きまして14ページ目です。(1)施設・整備に関する計画です。これは消防演習場等の訓練施設や船舶の修繕を計画的に行って、業務遂行に必要な機能を維持するという目標です。まず、消防演習場につきましては、淡水化プラントの回収タービンの交換とかフィルターの交換、タンクローリーや油貯蔵タンクの修繕等を行っております。一方、船舶につきましては、消防船「おおたき」については中間検査、「きよたき」は上架修理、訓練船「ひので」「ホエール」と2隻ございますが、それぞれ上架修理を実施しており、計画通りということで「3」点をつけさせてもらっております。

なお、参考の欄で、「資産の有効活用について」ということで記載しておりますが、これについては、センターの資産としましては、まず、金融資産として、防災基金、運営基金、調査研究基金、訓練基金という4つの基金があり、それぞれ有価証券等にかえまして有効

活用を図っております。また、固定の資産として、消防演習場や防災研修所の訓練施設のほか、消防船や防災訓練船といった船舶がセンターの資産としてございますが、これら資産につきましてはセンターの業務に有効かつ適切に使用しているところでございます。昨年、整理合理化計画の過程におきまして保有資産の見直しが行われておりますけれども、先ほどご説明しましたセンターの資産については、一切指摘を受けていないところでございます。

次に(2)人事に関する計画ですが、効率的な業務実施が可能となるよう適正な人事配置とするという計画ですが、民間の船社さん、当庁、財務省から専門知識を有する職員13名、内訳は下に書いておりますとおり、当庁が8名、財務省から1名、民間船社から4名を出向者として受け入れております。これらの者につきましてはセンターの業務を確実かつ効率的に遂行できるよう、プロパー職員も含めまして、各職員の適正を勘案して適切な部門に配置いたしております。計画通りということで、ここは「3」点とさせていただきます。

次、最後ですが、15ページ目、人員計画ですが、年度末の常勤職員数を年度当初と同数とするということで、計画どおり29名を維持しておりますので「3」点とさせていただきます。以上でございます。

【分科会長】 はい、どうも有難うございました。今ご説明いただきましたのは、年度の業績評価の残った部分と利益剰余金並びに資産の有効活用ということで、ここの書きぶりは、必ずしもこれから提出する評価の趣旨にのっとった書きぶりになっていませんが、内容につきましては、先ほど別のところでもご注意いただいたように、あくまでもこの評価委員会がどう評価しましたというスタンスで書くという書きぶりにしますが、内容につきましては、今、事務局のほうからご説明していただいたとおりです。いかがでしょうか。評価の点、それから今の利益剰余金、資産の有効活用につきましてご意見がございましたらお願いいたします。どうぞ。

【委員】 最初の自己収入の確保ですが、これは計画どおりできたので「3」なのでしょうけれども、すごく大変なことを成し遂げたという感じがしますので、「3.5」くらいあげたいような気がします。「4」では行き過ぎなのかもしれませんけれども、ちょっとその辺は何か、意見のところ拾い上げるか何かする手もあるのかもしれません。

【分科会長】 大変ポジティブなご評価をいただいているわけですが、大変な努力をされたとおっしゃっている、もう1つ突っ込みますと、それはHNS対応に対する措置を含

めて大変努力をされていると、そういう意味ですね。

【委員】 はい。

【分科会長】 そこは別のところでは評価されていないのですか。例えば、HNSに対する大変な評価をして、その上で、かつ、確か事業費でしたか、何かを何%か減じろというのをきちんと目標をクリアしていましたね。そこで評価されているというふうには考えられませんか。どうでしょうか。そのところはいかがでしょうか。

【事務局】 ただいまのHNSにつきましては、4ページ目の一番下、(4)のところでHNS事業を積極的に取り組んでいるということで「4」点をいただいたところでございます。ただいま委員からご指摘がございました自己収入のところですが、19年度中にセンターの自己資産とか日本財団の助成金を合わせまして約3億円分のHNSの防除資機材を購入して全国20基地に配備しておりますが、自己収入という面で言いますと、これは20年度からHNSの自己収入が増えることとなりますので、19年度についてはHNSの自己収入という形では入っておりませんので、ここは例年、「3」という評価でしたので、そういう観点からしますと19年度も「3」なのかなと考えております。

【分科会長】 1つは、今、ポジティブな評価をしたらどうかという積極的なご発言をいただきましたので、総合評価の書きぶりの点に、今の〇〇委員のニュアンスを含めた書きぶりに、そこをさらに充実するという書き方はありますね。そういう大変なことをきちんと成し遂げた上で、かつ目標をクリアしたのだということをもう1回、強調する、そういうのはいかがですか。なかなか「3.5」というのは、それこそつけにくい点数ですので、ご趣旨はそういうことで反映できるのではないかと思います。

【委員】 ええ、そういう形でも結構ですので、その辺の努力を何か評価してあげたいという気持ちはあります。

【分科会長】 確かに、その辺の自己収入を確保するというのは、今、なかなか大変なことですからね。それに対する努力をされているということは、ああいうふうに数値に書いた判断だけではなかなかうまく評価できませんので、その辺はこちらの総合評価で充実されたらどうかと私は思いますが、他の委員の方々、いかがでしょうか。

【委員】 それで、そのサポート資料になるかもしれないというのが、資料3-1の後ろの方で、ページ番号がついていないのでよく分からないのですが、資料27というのが後ろの方にあります。資料27の(エ)調査研究事業勘定、そこに受託収入が予算で、2,000万円、決算で8,000万円、内訳がHNSなんですね。欄外に記載してあるの

は、HNSに係る調査研究を1件計画していたけれども、収入が4倍になったというのが1つのサポート材料になるのかなと。

【分科会長】 分かりました。今、コメントいただいた点も踏まえまして、総合評価のところの書きぶりを強化していただくというのではいかがでしょうか。はい、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 今のお話と関連するというか、同じようなことになるかと思いますが、HNSの体制整備というか、立ち上げというのは非常に大きかったことではないのかと。評点として「4」ということで評価されているのですが、この重みづけというところで、例えば、研修回数が2回増えて「4」になっているというのと、ちょっと趣というか、重みが違うのかなと。確かに達成度ということでの「4」という評価、プロセスでの評価というところと両方含まれると思いますが、そういう意味で、「4」でまずいという話ではないのですが、分科会長が言われたように、総合評価の方でもう少し強調してもよろしいのかなと。多分これが「4」が「5」になっても、総合評価としては多分、ランク的には変わらないのだと思いますし、「5」という評価が他の分科会でどのような事項というか、結果で「5」という評点が得られているのか、私もちょっと他の分科会のことはよく分かりませんが、「5」をつけることが適当なのかどうか、ちょっと私は分かりませんので、個人的には「4」で結構なのかなと思います。「5」をつけると何か特別な理由を付さなければいけないということがどこかに書かれていたようですので、総合評価のところでもそこら辺を強調すべきではないかというふうに考えております。よろしく申し上げます。

【分科会長】 大変ポジティブなご意見ありがとうございます。確かに、私も若干、HNSの立ち上げについてはいろいろ関わってきているものですから、大変であったということよく分かります。しかし、そこは、なかなか難しいですね、それを「5」と評価するか、「4」と評価するか。しかし、おそらくセンターさんとしては相当努力をされている。これからのセンターの業務の非常に重要な中心柱の1つになるわけですから、そこに対して大変努力をされたということは外から見ている我々としてもよく分かりますので、そこは、例によって、「5」「4」「3」「2」「1」という数字でどこまで本当に評価できるのかというのがなかなか難しい問題です。ここは今、〇〇委員からサポートしていただきましたように、総合評価のところでも、そういう非常に重要な時期をかなり努力されて、来るべき始まる新しい業務に備えたのだというセンターの努力を、是非ここは強調したいと思います。私も最終的には目を通しますので、今いただいたご意見を忘れずに強調させていた

だきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 はい、どうも有難うございます。

その他、全般にわたって、前の方に戻ってでも構いませんので、お気づきの点をご指摘いただきたいと思います。ちなみに、分科会長の試案からは、10ページの真ん中の「3」という評価は消す。しかし、それに相当する評価に関しては総合評価で触れるということが、評価点から言いますと大きな変更だったかと思います。以上のような変更をしたということでもよろしいでしょうか。

そうしますと、次に、この最後のページについてご意見を伺わなければいけないわけで、以上、いろいろご意見をいただきまして有難うございました。これで項目ごとの評価は終了いたしました。最後の16ページの総合評価に移りたいと思います。既に、特に記述式の評価のところに関してはいろいろご意見を賜っておりますので、それは忘れずにきちんと評価することにいたしますが、それを踏まえて、この16ページにつきまして、事務局のほうからコメントをいただけますか。ちなみに、点数の計算が変わりましたので、ちょっと計算をしていただくと有難いのですが、お願いいたします。

【事務局】 16ページの一番上の表に点数を書いておりますが、先ほどのご指摘を踏まえまして若干数字が変わってまいります。まず、各項目の合計点数ですが、「62」と書いてありますが、先ほどの調査研究の成果の「3」点を引きまして、ここは「59」点になります。その下の項目数×3ですが、ここも1項目減りましたので、「54」という数字になります。この数字を下の公式に当てはめると109.2%、これはここに書いてある数字と変わりませんが、109%という数字になり、総合的な評定については「順調」となります。以上です。

【分科会長】 はい、どうも有難うございました。結果的には、109という数字については変える必要がないということでしょうか。ただ、評定理由のところの細かい数字がそれぞれ変わったということです。さらに、その総合評価に関しましては、今、この書きぶりは、必ずしもきちんと内容まで立ち入った書きぶりになっておりませんので、こういう点について総合評価を、これはあくまでもプラスですが、プラスの方向で評価しますよという箇条書き、あるいはアイテムを挙げているわけですが、この点に関しては若干、事務局からご説明いただけますか。

【事務局】 総合評価を3つの項目に分けて書くようになっておりますが、今、書き込

んでおりますのは、あくまでもこういった項目に触れたいという事務局の案でございます。これは最終的に出すときには文章という形で出すこととなりますので、ここに書いてある項目プラス、先ほどご指摘いただいた点をこれに加えて、最終的に文章形式に作り直し、出来ましたら、分科会長と事務局の方で調整をさせていただき、国交省の方に提出したいと考えております。

【分科会長】 今、一番最後のご発言で、分科会と事務局で調整するというので、この文章については1回、皆さんに目を通していただきますか。今までどうされてきましたか。

【事務局】 昨年しか私は知らないのですが、昨年につきましては、事務局と分科会長との間ですり合わせをして提出させていただいております。

【分科会長】 ご提案は、事務局と分科会長にこの書きぶりについてはご一任いただけないだろうかというご提案ですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 はい。では、そういうことにさせていただきます。ちなみに、総合評価の一番下について、これは去年の12月でしたか、非常に大きな事故が韓国で起こって大量の油が流出して、センターさんからも専門家が出かけて行って色々アドバイスしたということで、平成19年度は、幸いなことに、国内では余り大きな事故がなかったということでしょうか。

【事務局】 この部分につきましては、センターの2号業務が昨年度何件あって、それに的確に対応したということを入れているのですが、19年度は非常に事故が少なく、センターが出動した件数としては1件でございました。その1件を入れるのも、当然やったことですのでいいのかなと思ったのですが、昨年12月に韓国で大規模な油流出事故が起きたということで、センターの職員1名と海上保安庁の職員3名が国際緊急援助隊として派遣されておりますので、これについてもこの部分でちょっと触れさせていただきたいと考えております。

【分科会長】 大変重要な国際貢献の一環だろうと思いますので、センターのアクティビティを我々、評価委員会も認知するという意味で重要な記述だと思います。ここをもうちょっと具体的に、いつ、どういう事故があって、それで何人行って、このセンターからも何人行きましたというような書きぶりにさせていただきたいと思います。

そうしますと、総合評価の欄につきましては、今、色々ご意見をいただいたことも踏ま

えて、事務局と私に一任していただくことにさせていただきます。繰り返しますが、私と事務局で事前に用意させていただきました試案からは、先ほどの10ページ目の項目についての評価はなくして、それに相当する記述を総合評価に入れるということとで、この19年度の業務実績評価をまとめさせていただきます。確認ですが、以上のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 はい、どうも有難うございました。

それでは、具体的には事務局に案をつくっていただき、私とやりとりをさせていただきますと思います。

では、引き続きまして、第一期中期目標期間の業務実績評価に入りたいと思います。これは議題5でございます。平成15年度から19年度までの5カ年間の業務実績をまとめたものになりますので、業務実績報告と、最後の議題であります第一期中期目標期間業務実績評価をまとめてご審議いただきたいと思います。

お手元に用意させていただきました資料は、先日、事務局から私が第一期中期目標期間の実績報告を詳細にお聞きした上、それをもとにたたき台として作成させていただいた試案でございます。あくまでもたたき台でございますので、本日、この席で、その評価の妥当性、あるいはその他につきまして忌憚のないご意見を賜ればと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局からご説明いただけますでしょうか。

【事務局】 議題5の資料としまして、資料5の「第一期中期目標期間業務実績報告書」を添付させていただいております。この内容につきましては、議題6の資料であります資料6、「第一期中期目標期間業務実績評価シート」の分科会長試案の中で、概要を記載しておりますので、そこでまとめて説明させていただきたいと思います。

続きまして、中期目標実績の評価方法についてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、参考資料2の2ページ目をご覧ください。まず、年度評価と同じですが、第一期中期目標実績報告の項目ごとに段階的評価を行うことになっておりまして、中期目標の達成状況として、特筆すべきすぐれた実績を上げていると認められる場合は「SS」、優れた実績の場合は「S」、着実な実績が「A」、概ね着実が「B」、十分な実績を上げていると認められない場合は「C」という5段階で評価することになっております。

続きましては資料6「第一期中期目標業務実績評価シート」の最終ページをご覧ください。

まず、一番上の業務運営評価についてですが、これは各項目の評定結果を一覧表にすることによりまして、中期目標の達成状況を概観するためのものがございます。次に、その下にあります総合評価についてですが、これも年度実績評価と同様、総合的な視点から中期目標の達成状況、業務の改善に向けた課題改善点、業務運営に対する意見等を記述式により評価し、法人の業務実績の全体像を明確にしようとするものがございます。

そして、一番下の総合評定ですが、これは上の2つ、つまり業務運営評価と総合評価を踏まえた総合的な評価で、「SS」、「S」、「A」、「B」、「C」の5段階により行うというものです。中期目標実績の評価方法等に関する説明は以上でございます。

【分科会長】 はい、どうも有難うございました。ただいまのご説明で何かご質問はございますか。ございませんようでしたら、早速審議に入りたいと思います。お手元の資料6の分科会長試案をもとに進めたいと思いますが、先ほどの年度評価と同様、審議を効率よく進めるために、区切りのいいところまで一度ご説明いただき、その部分についてご評価をいただき、あるいは、評価に対してのご意見をいただくということで進めていきたいと思っております。

まず、最初の業務運営に関する部分についてのご説明をお願いいたします。

【事務局】 資料2ページ目から5ページまで説明させていただきます。先ほど、19年度の業務実績報告におきまして、随意契約の見直しについてご説明し、評価をいただいたところですが、この随意契約の見直しについては、中期目標期間の業務実績報告におきましても評価を受けるよう指導されております。随意契約の見直し内容としましては、先ほどご説明したものと全く同じですので改めて説明はいたしません。最終ページにあります記述式の総合評価の欄に評価結果を記載させていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、業務運営の部分についてご説明させていただきます。この表の構成ですが、一番左が中期目標項目、その次が評定結果、あとの2つが、先ほどと同じで、ここに書いてあるのは（計画と実績のポイント）、（参考事項）という形で記載させていただいております。

まず、業務運営の効率化に関する事項でございますが、(1)組織運営の効率化で、組織・機構・定員について見直しを行うというものです。まず、組織・機構の見直しとしましては、国家石油備蓄基地におけます排出油防除資機材の維持管理体制が見直され、函館支所における受託業務、これは旧石油公団でありますJOGMECからの受託業務が終了した

ため、平成16年4月1日をもちまして函館支所を廃止しております。また、次の定員の見直しですが、横須賀と東京湾の真ん中にあります第二海堡に訓練所がありますが、この設備や資機材のメンテナンスの一部を外部委託すること等によりまして、16年4月1日をもって教官1名を削減しております。

参考事項の欄にある表ですが、これは過去の年度評価の結果です。組織運営の効率化につきましては、15年度と16年度で「2」という評価をいただいております。これは参考で書いておりますが、15年度、16年度は1～3段階の評価の「2」ということですので、5段階に直しますと、現在の「3」という評価になろうかと思えます。17年度以降につきましては、ここは5段階の評価になっておりますので、「1」「2」「3」「4」「5」のいずれかの数字をつけることになっております。今の組織運営の効率化については、15年度、16年度が「2」、17年度以降については、ここは措置済みということで、各年度新たな計画は立てておりませんので「-」になっております。組織運営の効率化の評価結果については「A」をつけさせていただいております。

次は(2)「業務運営の効率化の推進」①の一般管理費ですが、19年度の一般管理費を14年度比で13%程度削減するという目標でしたが、これについては16年1月に主たる事務所を移転したほか、次に出てまいります、人件費削減に取り組んだ結果、19年度の一般管理費が4億1,395万円ということで、14年度比で25.2%を達成しております。参考事項の欄に書いておりますが、この項目については、16年度が22.4%、17年度が23.1%、18年度が22.8%ということで、期間中、高い数字を維持しておりますので「S」という評価をしております。

次に3ページ目で、人件費の部分でございます。目標が18年度から22年度までの5年間で、国家公務員に準じた人件費削減の取り組みを行うということです。これに対する中期計画ですが、参考事項のところに書いておりますが、18年度と19年度の2年間で0.7%を削減するというところでございます。これは先ほど19年度の実績のところの説明させていただいたとおり、8.25%の人件費削減をしておりますので、この部分については「S」とさせていただきます。

次に給与体系の見直しです。この項目は平成18年3月30日に新たに追加された項目でございます。これも18年度当初、先ほどご説明した取り組みをしております、「A」という評価をさせていただきます。

次は④の事業費でございます。これにつきましては、国備基地の海上防災体制の見直し、

これは具体的に申し上げますと、国備基地の資機材を防災艇という船で管理していたのですが、これを陸上保管に変更したことによって削減が図られたということ、業務委託料にかかるコスト管理の徹底、具体的に申し上げますと、33基地に配備しております防除資機材の保管委託料を下げたということ、機材業務の証明書発行業務を電子化したということで削減が図られ、19年度、最終的には10.9%に相当する額を削減したということで、これについては「S」をつけさせていただいております。

次は、関係機関との連携強化です。これにつきましては、第一期中期期間中、計26回、訓練に参加しております。

なお、訓練場所を15年から19年度まで書いておりますが、かなり重複しております。この訓練は油回収装置を使用した訓練ということで、この装置は全国10基地にしか配備されておられませんので、訓練場所が重複しているということです。これは計画どおり実施したということで「A」という評価をつけさせてもらっています。

次に、防災措置業務のより効率的・効果的な実施についての検討ということですが、平成17年度に有識者によります海上防災事業にかかる検討委員会を3回実施し、センターの今後のあり方等について総合的な検討を行っていただいて、検討結果を取りまとめております。また、緊急時計画で、センターにつきましては、油以外の有害液体物質についても、対応資機材の保有や防除措置が求められたことで、これを受けまして、資機材の配備とか要員の確保、あるいは事故対応ネットワークの整備を行っております。積極的に取り組んだということで、この部分については「S」という評価結果をつけさせていただいております。以上です。

【分科会長】 はい、どうも有難うございました。ただいま事務局から業務運営に関する部分について説明がございました。これらに関する評価並びに随意契約の見直しに関しまして、改めてご意見がございましたら承りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【委員】 よろしいでしょうか。4ページの「S」をつけてある部分で、右側の欄で16年度の「1」というのが何だったのかというのがちょっとひっかかっているのですが、何でしたか。

【分科会長】 私も見ている、同じような疑問を持って、16年度に「1」と、このときは3段階評価だったんですね。いずれにいたしましても、評価としては決して芳しい評価ではないわけで、何だったのですかね。

【事務局】 この項目につきましては具体的には17年度から積極的に動いておりまし

て、17年度に委員会を立ち上げて、今後のセンターのあり方の検討を始めたということで、17年度以降はいい評価をいただいているのですが、16年度にどのような取り組みをしたのか、今、手元に資料がないものですから何とも言えないのですが、あまり具体的なことをやっていなかったということになるかと思います。

【分科会長】 よろしいでしょうか。多分、ご質問は、だからといって、これは下げるべきだという意味ではなくて、単純なご疑問であると理解させていただきます。はい。そのほか、お気づきの点がございましたらお願いいたします。

それでは、特段ご発言がないようですので、一応、試案に書かれている評価でご同意いただいたということにさせていただきます。

引き続きまして、続きのご説明をお願いいたします。

【事務局】 続きまして、業務の関係を説明させていただきます。5ページ目の下ですが、海上防災措置実施事業でございます。まず、(1)油回収装置、これは全国10基地に配備しておりますが、この装置を有効活用するためのマニュアルを作成し、これを関係者に配付するということです。15年度につきましては2基地分を作成、16年度につきましては残る8基地分を作成して、計画通り実施したということで「A」をつけさせていただいております。

次に6ページ目に移りますが、②契約防災措置実施者の能力の向上です。これにつきましては、第一期期間中、契約防災措置実施者111名に対しまして海洋汚染対応コースの研修を毎年度行い、防除措置にかかる知識・技能の向上を図っております。これも計画通りということで「A」としております。

次の巡回研修会ですが、15年度は2カ所ですが、16年度以降につきましては5カ所ずつ行っており、合計で1,199名の方に受講していただいております。これも予定通りということで「A」としております。

次に機材業務ですが、資機材の配備体制を確保する、それと事故発生時に迅速に運用するための措置を講ずるという目標ですが、まず、全国33基地の資機材について、それと、10基地の油回収装置については毎月点検を行って、常に良好な状態で保管管理をしております。

次に7ページに移りますが、これらの搬出訓練とか運用訓練を毎年度1回ずつ行っております。計画通り行ったということで「A」とさせていただきます。

次に(3)海上防災訓練事業です。船員法に基づく法定訓練に重点を置いて年間の訓練計

画を策定し、訓練を実施するという目標ですが、標準コースを計47回、受講者1,728名、消防実習コースを計36回、受講者1,221名の方に対して訓練を実施しております。予定通りということで「A」としております。

それと有益な訓練の実施ということで、標準コースの参加者1,728名に対してアンケートを実施し、その結果を踏まえて施設面の整備や講義内容の改善等を行っております。また、平均で88.8%の参加者の方から「有益である」との評価をいただいておりますので「A」としております。

次、(4)調査研究等事業でございますが、①は日本財団の助成事業、それと受託事業として様々な調査研究を行っております。計25事業を実施したということで「A」という評価をしております。

続きまして、8ページの②ですけれども、調査研究の成果の普及啓発でございます。日本財団助成事業による調査研究につきましては、その概要をセンターのホームページ上で公開し、また日本財団図書館にリンクを設定し成果物の普及啓発を図ったということで、「A」としております。なお、先ほどの年度評価のところ、この部分は「-」になりましたので、参考の欄に記載している表の中で、19年度は「3」と書いておりますが、「-」とさせていただきます。

次の③の自主研究の評価と普及啓発のところですが、これは第一期中期目標期間中、自主研究はございませんでしたので、この部分は「-」とさせていただきます。

続きまして、国際協力事業の推進ですが、①につきましては、ODA事業としまして、東南アジア諸国の防災期間の担当者をセンターに招いて基礎講習を5回実施しております。それと、その他の事業としまして、JICA研修等を全部で4回実施して、諸外国に対する海上防災措置に関する知識・技能の移転を図っております。これも計画通りということで「A」という評価をしております。

次に9ページ目の②です。これもアンケートを主体とした取り組みです。これは平均で98.5%の外国人研修者の方から今後の実務に有益であるという評価をいただいておりますので、この部分につきましても「A」とさせていただきます。以上です。

【分科会長】 どうも有難うございました。ただいまご説明いただきました件につきまして、ご意見がございましたらお願いいたします。

ちなみに、8ページ目の一番上のところの、「調査研究の成果を広く一般に普及・啓発する」、こういうアイテムであれば、先ほどのああいう議論がありましたけれども、一応、順

調にやっているという評価でよろしいのでしょうか。いかがですか。特段ここを変える必要はございませんね。あるいは、場合によっては、一番最後のページのところはかなり広く注目を浴びているというニュアンスの何か一言を追加しますか、総合評価のところに。それは、年度の評価の書きぶりのところと合わせて、差し支えなければ事務局と私の方にご一任いただきますでしょうか。全体的な評価としては多分「A」、順調でよろしいかと思えますけどね。ここのところはなかなか難しいですよ。そういう、普及活動に対する評価というのと、その内容が注目を浴びたということとは、若干、厳密に言うとは違うのでしょうからね。では、この評価はこのままにさせていただきます。

【委員】 若干気になるのはその下なんですが、年度評価が「－」というのはあり得ると思うんですが、中期計画で「－」というのは、実施していないのだから「－」だと言えばそこまでののですけれども、実施しなくてよかったのかという疑問が残るといえるはありますね。

【分科会長】 なるほどね。これは……。

【委員】 いや、これは感想だけです。

【分科会長】 分かりました。はい、そうですね。中期目標の項目の書きぶりですね。要するに、自主研究を積極的にどんどんやりなさいということなのか、ただ今、ここに書いてある2行だけを読むと、「……に当たっては、外部評価を実施し……」というわけだから、この書きぶりだと、このままの内容が大きな中期目標に挙げているとすると、やらなかったんだから評価しなくてもいいかということになるのですが、今おっしゃるように、やる事が望まれているという中期目標であると、まあ、やはり、やらないということは必ずしも褒められたことではないのかもしれませんが、おそらく、ここに書かれているとおりで思われますので、とりあえず、評価なしということにさせていただければと思います。

その他、お気づきの点はございますか。どうぞ。

【委員】 ちょっとよく分からないのですが、7ページにある有益な訓練の実施という話があります。これはセンターの重要な業務の1つであると思います。それから、国際協力関係でも、また訓練が出てまいります。アンケート調査を実施して改善に反映させるということが目標だとしますと、アンケート調査を着実にやっていますので「A」なのですが、ここは、やはり、有益な訓練をします。したがって、そのアンケートの結果が、いい結果が出ることを目標としているとしますと、この88.8%の参加者が「有益」であるというのは、私なんかで大学で講義してしましても、これはかなり達成するのに難しい実

績ではないかと思いますが、これはもうちょっと高い評価を出してあげてもいいかなという感じもしたのですが、いかがでしょうか。

【分科会長】 どうも有難うございます。他の委員の方、いかがでしょうか、ただいまのようなご意見ですが。こういうのは判断が非常に難しいですね。本来はやはり有益な訓練の積極的な実施というのが最大の評価項目だろうと思います。ですから、そういう、アンケート調査の結果、かなりの高い評価が得られたということは、まさに表題どおり有益な訓練が実施されたというふうに評価すべきなのでしょうから、それが順調というのか、いや、もうちょっとポジティブに評価すべきだという、いろいろなご意見があるわけですが、いかがでしょうか。

【委員】 ちなみに、資料5の実績報告書の方を拝見すると、70%以上の参加者から「有益である」との評価を得るため、こういう方法の改善等を行い、分かりやすい講義を実施するという記述になっていたようでございますね。

【分科会長】 この数字はなかなか実は難しいのです。確か、落合前分科会長のときにも、この数字の読み方については若干議論があった記憶がありまして、こういう調査をすると、失礼ですが、「余り役に立たなかった」という言い方は多分、普通はされませんよね。ですから、この90%近い数字というのをどう評価するかというのはなかなか難しいのです。でも、そのときにも議論はあったと思うんです。虚心坦懐にその数字は見るべきだというご議論もありました。ですから、非常に難しいわけですが、さあ、どういたしましょうか。

【委員】 「A」でいいのではないかと思いますが。

【分科会長】 多分、そのときにも、結局そういう意見だったのだろうと思いますね。一生懸命にやられて、参加された方は相当有益であるということは多分感じられているのが、その数字はかなり正直なところだろうと思いますが、これについて、例えば、ここで「S」つけるというのは、よほどポジティブな後押しみたいなものがあるとよろしいかと思いますが、数字だけではなかなか判断できないというところがあると思いますので、サポートのご発言もいただきましたが、「A」ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 はい。その他いかがでしょうか。

では、引き続きまして、あとは残りの部分、事務局、お願いします。

【事務局】 最後の部分を説明させていただきます。9ページ目、上から2段目です。

まず、財務内容の改善に関する事項、(1)自己収入の確保ですが、出資金、出捐金を地方債等で運用して利息収入を図ったということと、年度計画で掲げた事業を実施して自己収入を確保したということ、それと(2)の予算、収支計画及び資金計画につきましては、それぞれ予定通り実施したということで「A」という評価をしております。

続きまして、5の重要事項、施設・設備の整備でございますが、センターが保有する施設・設備につきまして整備計画を策定し、適切に整備することにより機能の維持を図るという目標でございます。これにつきましては、まず消防演習場の訓練施設につきましては、整備計画を策定はするのですが、その施設の状況とか点検結果を踏まえまして、前倒したり、あるいは延期したりして適切に整備しております。また、消防船と防災訓練船につきましては計画どおり定期検査や上架修理等を実施しております。ここも「A」とさせてもらっております。

(2)の人事に関する計画ですが、先ほどご説明しましたとおり、出向者を船社さんとか、当庁、財務省から受け入れまして、こういった人たちの知見を活用してセンターの業務に生かしております。それと、センターの業務を確実かつ効率的に遂行できるようにプロパー職員を含めまして、出向者職員の適性を勘案した上で適正な部門に配置しております。また、15年度から18年度までは海上保安庁からの出向者が12名いたのですが、これを4名削減し、その減った分はプロパー職員を新規採用して、プロパー職員の育成強化も図っております。この項目につきましても「A」という評価をさせていただいております。以上でございます。

【分科会長】 はい、どうも有難うございました。残りの部分の評価の試案をご説明いただきましたが、いずれも、そこにありますように「A」ということでございますが、いかがでしょうか。ご意見がございましたらお願いします。

【委員】 よろしいですか。4番の自己収入の確保は、先ほどの19年度のところでも少し議論が出て、結局、総合評価のところはその辺を反映した書き方をするということができたのですが、これもそれと整合性があるような形で、最後のところを書いていただくのがいいのかなと思います。

【分科会長】 そうですね。今、ご意見をいただきましたように、今ここに用意してあるたたき台では、総合評価の一番上の中期目標の達成状況の3番目のところに、HNS云々、ご発言の趣旨は必ずしもHNSだけではないかもしれませんが、例えば、そういうところで相当な努力をし、それを自己収入にしたというようなこと、先ほどの記述と合うように

させていただきたいと思います。はい、有難うございます。

その他、ご意見がございましたらお願いいたします。

それでは、以上で項目ごとの評価は終了いたしました。結果的には、私どもの方で用意させていただきましたたたき台の評価を変えるところはなかったかと思います。

続きまして、11ページの総合的な評定に移りたいと思いますが、評点の分布状況につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 はい、11ページ目の一番上の業務運営評価ですが、ただいまご説明しました項目数は全部で20ございました。この20のうち中期目標の達成状況として優れた実績を上げていると認められる「S」が4項目、着実な実績を上げていると認められる「A」が16項目でございまして、「SS」、「B」、「C」についてはございませんでした。以上です。

【分科会長】 はい、どうも有難うございます。今、事務局のほうでまとめていただきましたように、「S」が4項目、「A」が16項目ということですので、総合評定については「A」が妥当かなと考えますが、委員の皆様方はいかがでしょうか。ご異論がないようですので、それでは総合評定は「A」とさせていただきます。どうも有難うございました。

なお、この総合的な評定のシートの真ん中にございます総合評価につきましては、先ほどと同様、挙げるべき項目が箇条書きのような格好でそれぞれ記載されておりますが、これにつきましては、もちろんもう少し文章をきちんと書いて、当委員会としての考え方を明確にしたいと思っております。今ここに挙がっている項目に目を通していただきまして、何かお気づきの点はございますか。どうぞ、お願いします。

【委員】 函館支所の廃止ですが、これは1ページ目を見ましても評価は「A」であり、しかもこれは外的要因で廃止して、積極的に働きかけたというのではないので、評価として改めて書くことかどうか……。

【分科会長】 なるほど、そういうご意見ですね。はい。いかがでしょうか。確かに、ここの総合評価に挙げる項目というのは、どちらかという、いい評価をしたときにこういう努力で、こういう成果を上げていますという書きぶりの方が多いわけで、今、〇〇委員からご意見をいただいたとおりで、函館支所の廃止についてはここに書くまでもないのではないかということですが、それでよろしいでしょうか。むしろ、先ほど来、挙がっています、他のところで努力したこと、やはりポジティブなものを強調した方がよろしいかと思っておりますので、そのようにさせてください。

例えば、一番下の「その他」のところの「プロパー職員の育成」というのは、これはある意味で言うと、組織にとってきわめて重要なことなんです、やはりこれは「その他」なんです、この中期目標の項目から言うと。ある意味では、どの組織も多分同じだと思いますが、かなり重要なアイテムだと私は個人的には思いますが、中期目標にもともと挙がっていたことではないのだろうとすると、やはりここで挙げるのが妥当かなと私も思いますので、ここに挙げていただくことにさせていただきたいと思います。

それでは、繰り返しになりますが、総合評定としては「A」ということで、あと、今、ご意見をいただいた件で総合評価の書きぶりを一部変えることにさせていただきます。どうも有難うございました。

それで、この中期目標期間の実績評価というのは、国土交通省独立行政法人評価委員会の議決事項となっておりますので、只今いただいた総合評定については、当分科会の意見ということで国交省の独立行政法人評価委員会の委員長であります木村委員長あてに報告したいと考えております。

また、繰り返しになりますが、この11ページ目の総合評価の書きぶり等につきましては、本日いただきましたご意見を踏まえまして、私と事務局の間で文案のやりとりをさせていただきますので、分科会長と事務局一任ということでお認めいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【藤野分科会長】 はい、どうも有難うございます。

それでは、事務局の方で案をつくっていただいて、メール等でやりとりをさせていただきますので、よろしく申し上げます。

予定の時間を大幅に超過いたしまして恐縮でございました。しかし、大変貴重な意見をたくさんいただきまして、無事、議題審議を終了できましたことを、私の方からも厚く御礼を申し上げます。どうも有難うございました。

【北村委員】 よろしいですか。今度のパブコメについて、それを前提にして評価しなさいというのがありますが、パブコメはいかがですか。

【藤野分科会長】 そのことについては、事務局からご説明がありますか。

【宮本専門官】 ただいまの件でございますけれども、昨年の12月に閣議決定されました「独立行政法人整理合理化計画」におきまして、「評価委員会は独立行政法人の評価の際、業務、マネジメント等にかかる国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる」

とされております。本日、ご審議いただきました19年度、そして中期目標期間の業務実績評価につきましても国民の意見を反映するということが求められております。これを受けまして、本日配付しました各業務実績報告書、それと、分科会長試案の評価シートでございますが、この評価シートにつきましては、一番右の欄、参考事項の部分すべてを削除し、評価調書の様式に整えたものを、事務局案という形で国土交通省ホームページのセンターのコーナーに掲載し、国民の意見を募っているところでございます。本来ですと、本日の分科会の開催までにこれらの意見を取りまとめて、分科会においてこれらの意見の取り扱いについて審議しなければいけない訳ですが、意見の募集期間を十分に取る必要があるということから、もう1週間ほど意見を募集したいと考えております。現在までのところ、意見は寄せられておりませんが、残る期間で意見が寄せられた場合につきましては、その意見の取り扱いについては分科会長とご相談をさせていただきたいと考えておるところでございます。

それと、もう1点、連絡がございます。内容は平成20年度長期借入金償還計画の認可、それと、第一期中期目標期間の積立金を第二期中期目標期間に繰り越す場合の国土交通大臣の承認についてです。本件に当たりましては、当分科会の意見聴取が必要な事項となっておりますが、分科会長のご了解をいただきまして、分科会を開催せずに文書による意見聴取で対応させていただいたところでございます。2件とも財務省との調整も無事終了しておりまして、国土交通大臣から認可、あるいは承認されておりますので、ご報告をさせていただきたいと思っております。どうもご協力有難うございました。以上でございます。

【藤野分科会長】　　そういうことで、先ほど北村委員のご発言の趣旨はよろしいでしょうか。若干、時間的にどうしてもずれてしまって、本来ならば、国民からの意見を踏まえてここで審議するということでしたが、全体で2週間とか3週間、開示しなさいということになっておりまして、どうしてもそれだけの時間が取れなかったということで、恐縮でございますが、そういう措置をさせていただきます。今の件につきましては、事務局からご説明がありましたように、意見がありました場合には、事務局と私の間でそれをどう取り扱うかにつきまして詰めさせていただきますので、そのような措置でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【藤野分科会長】　　はい、どうも有難うございます。

それでは、再度になりますが、大変長い時間にわたりまして熱心にご審議いただきまし

て有難うございました。重ねて御礼申し上げます。それでは、事務局の方にお返しします。

【君島課長補佐】 藤野分科会長、どうも有難うございました。本日は非常に長時間にわたりご審議いただき、誠に有難うございました。以上をもちまして第10回海上災害防止センター分科会を終了させていただきます。

【藤野分科会長】 センター理事長さん、長らくお待たせして恐縮でございます。もしかするとご心配されたのではないかと思います。審議は無事終了いたしましたので。

【君島課長補佐】 以上をもちまして第10回のセンター分科会を終了させていただきますと思います。本日は皆様、どうも有難うございました。

— 了 —